

第2次障がい福祉総合計画

第7期障がい者保健福祉計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

《令和3年4月～令和6年3月》

誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らす
ことのできる「自立」と「共生」の社会をめざして



令和3年3月
北海道 本別町

目 次

第1編 序論.....	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 策定の背景と目的	3
第2節 計画の位置付け	6
第3節 計画の期間.....	7
第4節 計画の策定方法	7
第5節 計画の対象者	9
第6節 北海道計画における圏域設定	10
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	11
第1節 人口の推移	11
第2節 障がいのある人の状況.....	13
第3節 障がい福祉サービスにおける給付状況.....	17
第4節 障がい福祉施策の状況.....	23
第5節 アンケート結果からの課題	27
第3章 計画の推進に向けて	38
第1節 計画の推進体制	38
第2節 計画の進行管理	38
第2編 第7期障がい者保健福祉計画.....	39
第1章 計画の基本的な考え方	41
第1節 基本理念.....	41
第2節 基本方針	41
第3節 基本目標.....	42
第4節 重点的に取り組むこと.....	43
第5節 施策の体系	45
第2章 施策の展開	46
第1節 共に支え合う地域づくりの推進	46
第2節 地域における生活支援の充実	56
第3節 自立と社会参加の促進.....	65
第3編 第6期障がい福祉計画	71
第1章 計画の基本的事項	73
第1節 障がい福祉サービスの体系	73
第2節 障がい福祉サービスの概要	74

第2章 第5期障がい福祉計画の実施状況	77
第1節 令和2年度における数値目標の達成状況.....	77
第2節 障がい福祉サービスの利用実績	78
第3節 地域生活支援事業の実績	81
第3章 計画の基本的考え方	84
第1節 国の基本指針における基本理念	84
第2節 障がい福祉計画における考え方	85
第4章 成果目標とサービス見込量	87
第1節 令和5年度の成果目標.....	87
第2節 サービスの見込量と確保の方策	90
第4編 第2期障がい児福祉計画	95
第1章 計画の基本的事項	97
第1節 計画策定の目的	97
第2節 児童を対象としたサービスの種類と体系.....	97
第2章 第1期障がい児福祉計画の実施状況	99
第1節 目標の達成状況	99
第2節 障がい児福祉サービスの利用実績	101
第3章 計画の基本的考え方	102
第1節 国の基本指針における基本理念	102
第2節 障がい福祉計画における考え方	102
第4章 成果目標とサービス見込量	103
第1節 令和5年度の成果目標.....	103
第2節 サービスの見込量と確保の方策	104
資料編	107
1 生涯サポート体制	109
2 策定経過.....	110

第1編 序論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 策定の背景と目的

1 背景

(1) 国の動向

平成18年、国連総会で「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」が採択されました。様々な分野において、障がい者を理由とする差別の禁止と合理的配慮を求めるこの条約にわが国は平成19年に署名し、同条約の締結に向け国内法の整備を進め、平成26年に批准しました。

権利条約批准に先立ち、平成23年には「障害者基本法」が改正され、全ての国民が障害の有無にかかわらず尊重される共生社会の実現をめざすことや、「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。平成24年10月には「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」、平成28年4月には「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行され、「差別の禁止」や「合理的配慮の提供」について行政や事業者等に義務化（一部努力義務）され、その具体的推進が進められることとなりました。

また、平成24年には、障がい者就労施設等が供給する物品や役務の需要の増進を図る「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が制定されました。

平成25年4月には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」とする法律が施行され、障がい者の定義に難病等を追加、平成26年度から「障害程度区分」に代わって必要な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」を導入することなどが定められました。

その後、平成27年に施行3年後の見直しが図られ、「自立生活援助」や「就労定着支援」等の新規事業が定められたほか、重度訪問介護や医療的ケアを要する障害児支援等の充実が図られましたが、これらは平成30年4月に施行となりました（一部、公布日施行）。

平成28年からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることとなり、また、原則として5年ごとに法定雇用率も見直しがなされることとなりました。

年号が令和になってからは、社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として、障害者雇用の促進を図るため、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されました。

このように、障がいのある人の自立支援、社会参加に向けて、施策が総合的に進められ、今日、国が進める地域共生社会の実現に向けても様々な施策が検討されています。

(2) 法令・制度改正の動向

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がいのある人のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

■近年の法改正の主な流れ

- 障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）
- 障害者総合支援法の施行（平成26年4月全面施行）
 - ・ 応能負担の明確化
 - ・ 障がい者の定義及び障害支援区分の見直し
 - ・ 相談支援の充実
 - ・ 障がい児支援強化など
- 難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行（平成27年1月施行）
 - ・ 指定難病に対する医療費の助成
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
 - ・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の提供
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月施行）
 - ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
 - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（平成28年6月施行）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）
 - ・ 障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設
 - ・ 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主を認定
 - ・ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化

(3) 町の動向

本町では、団体同士がネットワーク化を図り障がいのある人の生活、教育、就労に関する施策への意見反映と地域で主体的に活動できる体制づくりを進めるため、平成15年11月、10団体の加盟による「チャレンジド・ネットワークほんべつ」が発足しました。チャレンジド・ネットワークほんべつでは毎年「障がい者週間」に合わせ記念事業を実施し啓発を行ってきました。

平成17年4月、帯広保健所の呼びかけにより、地域住民（ボランティア、障がいのある人）、行政、社協職員等による地域サロンづくりのため意見交換会がスタートしました。その後、ボランティアの養成を行い、平成17年10月13日、本町で初めてとなる障がいのある人の地域サロン（銀河サロン）が開始されました。

平成19年5月、障がいのある人が自らの意思に基づき、主体的に地域社会に参加し、自律した生活を送ることのできる社会づくりを目的とし、本別町障害者自立支援協議会が設置されました。

平成24年には障がい者週間記念事業を参加型事業へ変え各団体・サービス事業者が企画をし、啓発を行ってきました。

平成27年、本別町障害者自立支援協議会を再編し、障がいのある人の生活を支える仕組みの整備を行いました。

平成28年からは、障がいのある人の就労の場の創設に向け、雇用創出に向けた調査研究事業（農福商連携事業）を行ってきました。

平成29年10月から療育の中核機関である児童発達支援センターがスタートし、同時に保育所等訪問支援を開始しました。

今後も、国や道の動向を見定めながら、生涯サポートシステム構築に向けた総合相談体制の機能強化、多様な就労の場の確保など地域で暮らす全ての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざした取組を進めていくことが必要となります。

2 目的

国の指針により、地域の中で共に暮らす社会を実現していくために、各サービス事業者や関係機関・団体による連携体制を構築し、障がいのある人のニーズ把握を行い、適切なサービスを供給するための仕組みづくりが求められています。

本町においても障がい福祉サービス利用者への支援体制の充実、障がいのある人の高齢化への対応、難病患者や発達障がいのある人への支援のあり方など、『誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる「自立」と「共生」の社会の実現』を基本理念とし、地域で暮らす全ての人がいきいきと生活できる社会づくりをめざします。

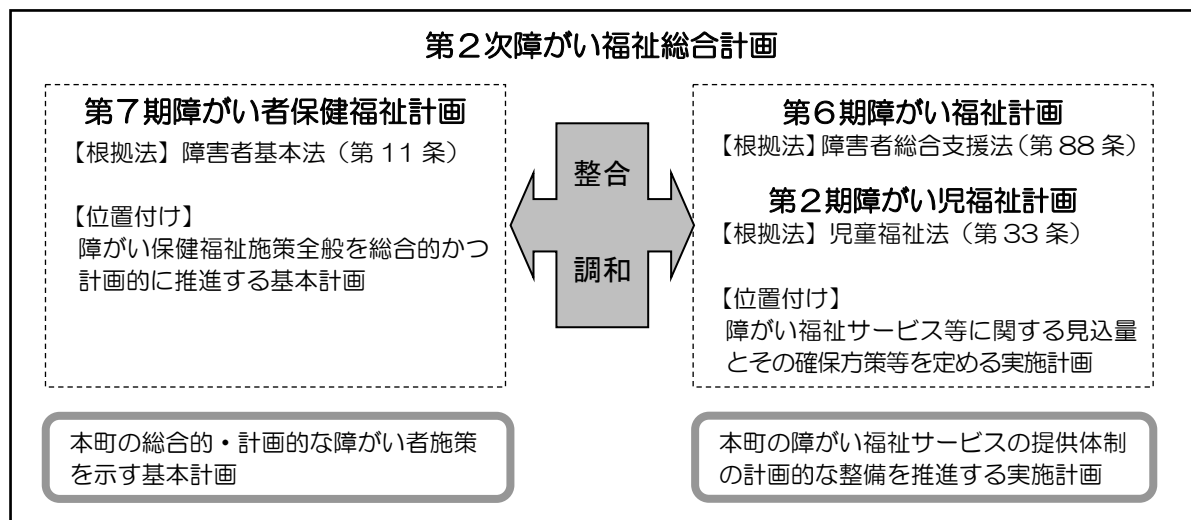
第2節 計画の位置付け

（1）法的な位置付けと他計画との関係

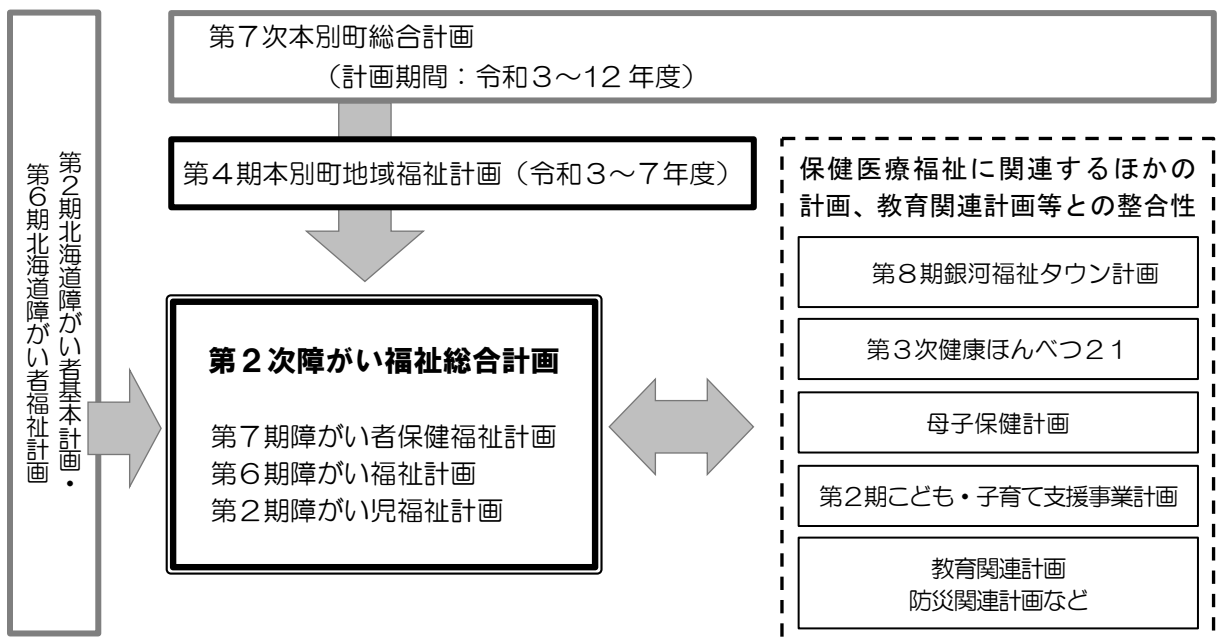
本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人に係る保健福祉全般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

また、本計画は「第7次本別町総合計画（計画期間：令和3～12年度）」を最上位計画とし、「第2期北海道障がい者基本計画」「第6期北海道障がい者福祉計画」が示す内容を踏まえた上で作成します。さらに、本町の本計画に関係の深い保健福祉関連計画だけでなく、教育関連の計画や防災関連の計画など、障がい者施策と関連する他の個別計画との整合性に配慮します。

■「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の関係



■第2次障がい福祉総合計画と他計画の関連



(2) SDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals：エスディー・ジーズ）とは、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27年9月に国連で合意された世界共通の目標で、令和12年までに解決すべき17の「ゴール」を目標に掲げ、目標を成し遂げるための169の「ターゲット」（達成目標）を設定しています。

第7次本別町総合計画では、前期基本計画の「⑧障がい者福祉の充実」において下記のSDGsの目標を関連付けており、この目標の実現を目指すための計画として本計画を位置付けます

■関連するSDGsの目標



第3節 計画の期間

本計画は令和3年度～令和5年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画の最終年度である令和5年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
第1次障がい福祉総合計画 第6期障がい者保健福祉計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第2次障がい福祉総合計画 第7期障がい者保健福祉計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第3次障がい福祉総合計画 第8期障がい者保健福祉計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

第4節 計画の策定方法

1 策定体制

(1) 行政内部の体制

行政内部の策定体制については、総合ケアセンター、健康管理センター、子ども未来課が中心となり現状分析や課題の抽出、計画案の検討を行い策定にあたりました。

（２）本別町障害者自立支援協議会

各施策や事業に関わる事項について、「本別町障害者自立支援協議会※¹」において事業評価を行い、同会議において計画案の審議を行いました。

（３）本別町健康長寿のまちづくり会議

「第1次障がい福祉総合計画」の達成状況や反省点について「本別町健康長寿のまちづくり会議※²」の事業評価部会にて事業評価を行い、同会議において「第2次障がい福祉総合計画」の策定にあたっての審議を行いました。

2 障がい者実態調査の実施

障がいのある人の地域生活の課題を探り、それらの課題を踏まえた第2次障がい福祉総合計画の策定に向けて、その基礎資料とするため障がいのある人の実態調査を実施しました。

また、本町のこれからの障がい者福祉における総合相談体制の整備や地域で生活していく中での支援体制整備を行うための基礎資料としています。

（１）調査対象及び調査方法等

	障がい者福祉アンケート調査 (障がいのある人の実態調査)	障がいに関する意識調査
調査の目的	障がいのある人の生活実態、社会参加の状況などを把握し障がい福祉サービスのあり方の検討や、計画に反映させることを目的として実施しました。	町民の意識について調査を行い共生社会の実現に向け、障がいのある人へのあり方や障がい福祉サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。
対象者	①障がいのある人（18歳未満） ②障がいのある人 （18歳以上 65歳未満）	無作為抽出した町民
調査地域	町内全域	町内全域
調査基準日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
調査期間	令和2年6月～7月	令和2年6月～7月
調査方法	配布：郵送 回収：郵送	配布：郵送 回収：郵送

※1 本別町障害者自立支援協議会

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第3項」及び「本別町自立支援協議会設置要綱」に基づき、平成19年5月28日に設置された会議です。保健医療福祉関係者、商工、教育、警察等の9人の委員で構成されています。

※2 本別町健康長寿のまちづくり会議

地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の付属機関で、保健福祉施策への町民の参加等を目的に、平成13年3月に町民主導により制定された「本別町健康長寿のまちづくり条例」第7条に基づき設置された会議です。被保険者の代表としての公募町民、保健福祉関係者、介護サービス事業者等の23人の委員で構成されています。

(2) 回収結果

	障がい者福祉アンケート調査 (障がいのある人の実態調査)		障がいに関する意識調査
	18歳未満	18歳以上 65歳未満	
配布数 A	42	478	200
回収数	26	330	104
有効回収数 B	26	330	104
有効回収率 $B \div A \times 100$	61.9%	69.0%	52.0%

3 町民の意見反映

「第2次障がい福祉総合計画」の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、令和3年2月1日号の町広報紙に、計画の概要や障がい福祉の今後の方向性などを掲載し、令和3年2月1日～19日の期間で広く町民からの意見を募集しました。

さらに、広くご意見や要望をうかがうために、令和3年2月15日～17日にかけて、地域説明会を本別地区・勇足地区・仙美里地区の3会場で開催し、計画への町民の意見反映を行っています。

4 計画策定後の点検体制

「本別町障害者自立支援協議会」及び「本別町健康長寿のまちづくり会議」において、本計画の町民による進捗状況の確認、事業評価を引き続き実施します。

第5節 計画の対象者

障がいのある人とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がいのある人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

第6節 北海道計画における圏域設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

保健・福祉サービスの提供体制は、これら3つの圏域（市町村圏域、広域圏域、全道域）の機能分担のもとで、重層的なネットワークを構築することが必要です。

道では、このうち、広域的に利用されるサービスの提供体制を整備するため、複数の市町村からなる圏域を「障がい保健福祉圏域」として設定しています。

なお、この圏域は、新・北海道保健医療福祉計画における第二次保健医療福祉圏域と同様、本道を21に区分しています。

本町は十勝総合振興局管内の市町村で構成される「十勝障がい保健福祉圏域」に位置付けられています。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

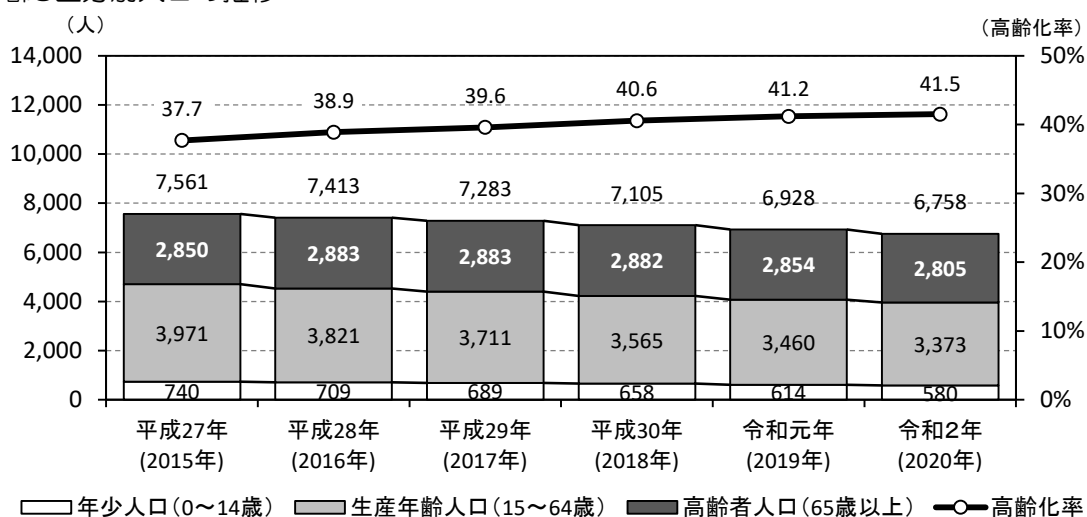
第1節 人口の推移

1 総人口の推移

本町の総人口は減少を続けており、令和2年の住民基本台帳による総人口は6,758人となっています。

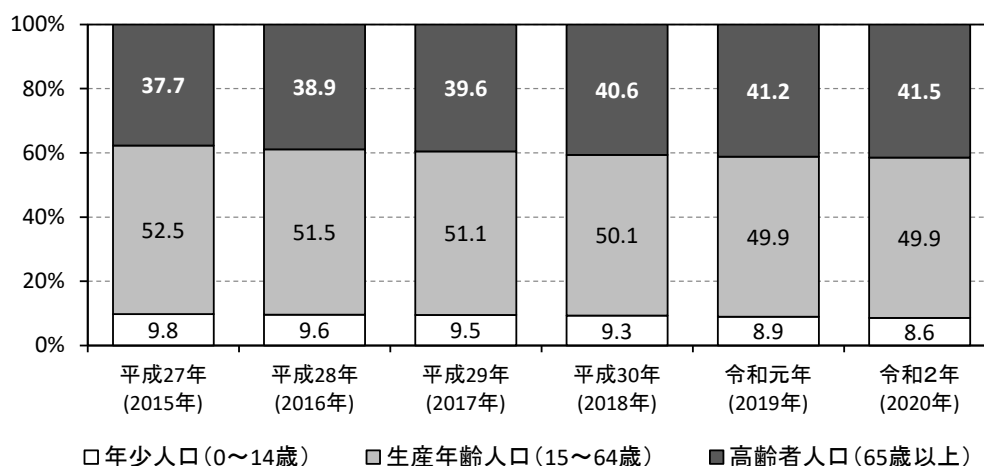
年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向が続いており、増加していた高齢者人口は平成30年から減少に転じており、令和2年は2,805人となっています。一方、高齢化率は増加を続けており、令和2年は41.5%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

■年齢3区分別人口割合の推移

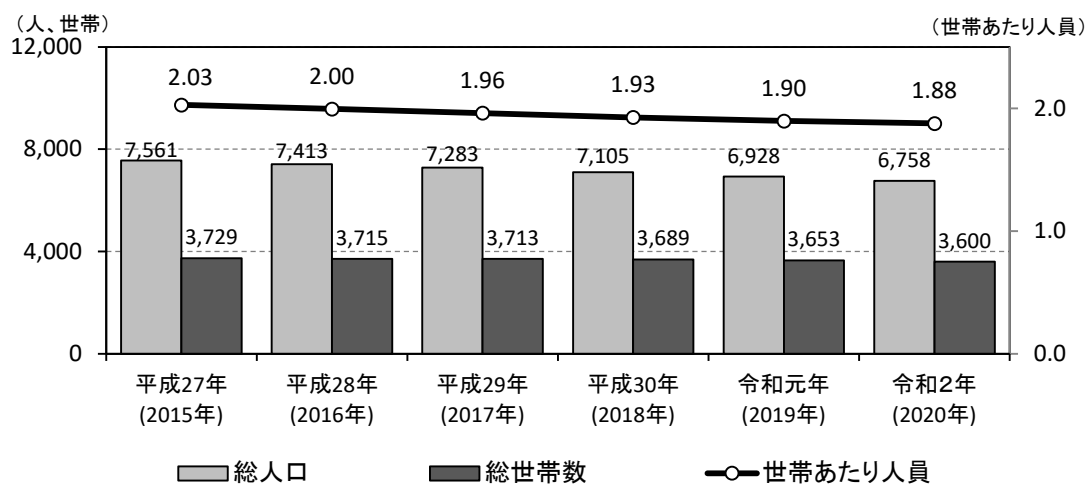


[出典]住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

2 総世帯数の推移

総世帯数は平成27年の3,729世帯から減少が続いており、令和2年には3,600世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は、平成27年の2.03から令和2年には1.88まで減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■ 総人口と世帯数の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在、令和2年は9月末現在）

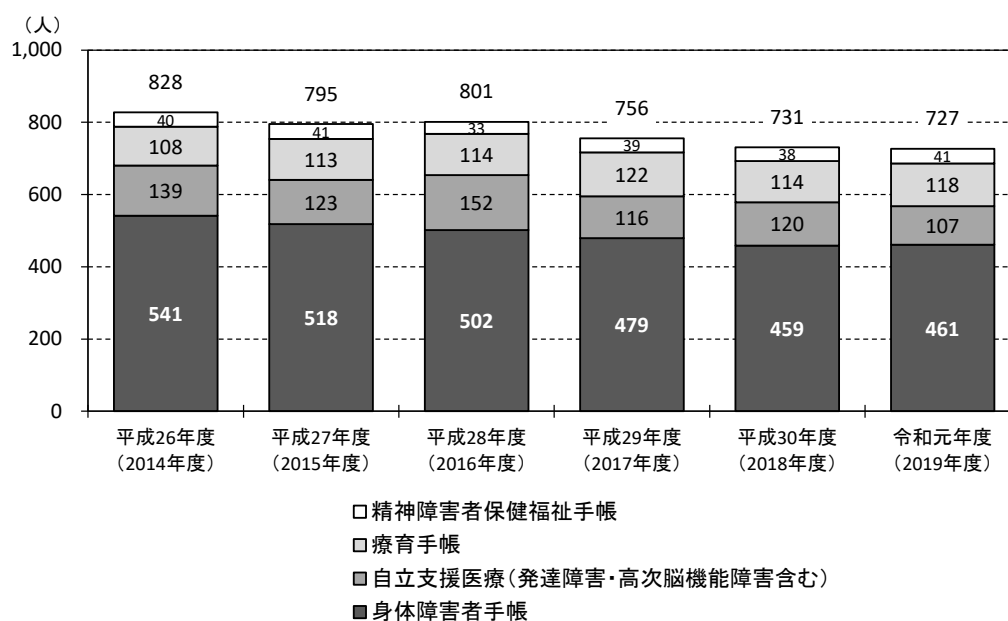
第2節 障がいのある人の状況

1 病気や障がいによって支援が必要な人の推移

障がい者手帳、特定疾患（難病患者）、自立支援医療受給者を含め、病気や障がいによって支援が必要な人数は、令和元年度末現在、727人となっています。

高齢化の進展に伴い、身体障害者手帳の所持者数は減少していますが、人口に対する病気や障がいによって支援が必要な人数の割合は、平成26年度から10.5%前後で推移しています。

■病気や障がいによって支援が必要な人の推移



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
身体障害者手帳（人）	541	518	502	479	459	461
療育手帳（人）	108	113	114	122	114	118
精神保健福祉手帳（人）	40	41	33	39	38	41
自立支援医療 （発達障害・ 高次脳機能障害 含む） （人）	139	123	152	116	120	107
育成医療	2	4	2	2	0	0
更生医療	34	28	32	21	23	23
精神通院	103	91	118	93	97	84
合 計（人）	828	795	801	756	731	727
対人口割合（％）	10.6	10.5	10.8	10.4	10.3	10.5

※重複する人を含む

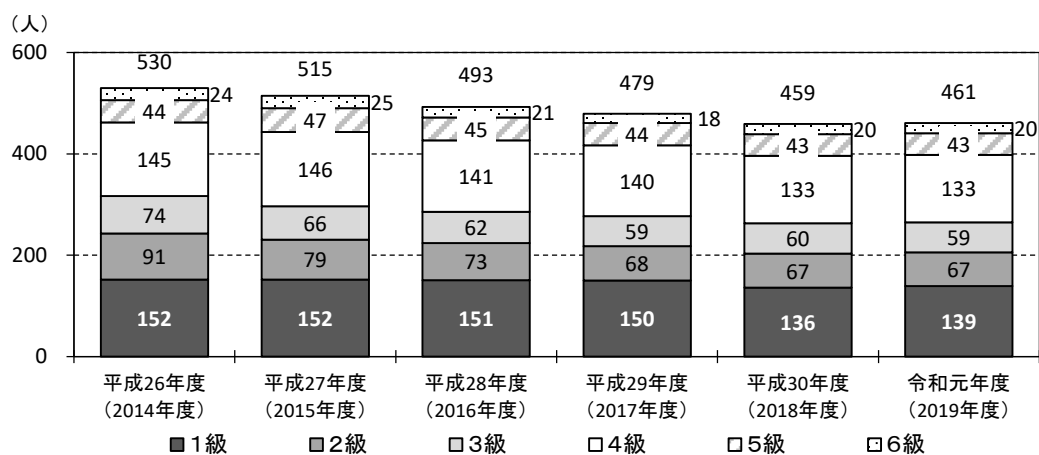
[出典]総合ケアセンター（各年度末現在）

2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の交付状況は減少傾向にあり、令和元年度は461人となっています。

障がい程度別でみると、令和2年3月31日現在で1級が139人、2級が67人と重度障がいの人が全体の45%と半数近くになっています。

■身体障害者手帳交付者数の推移



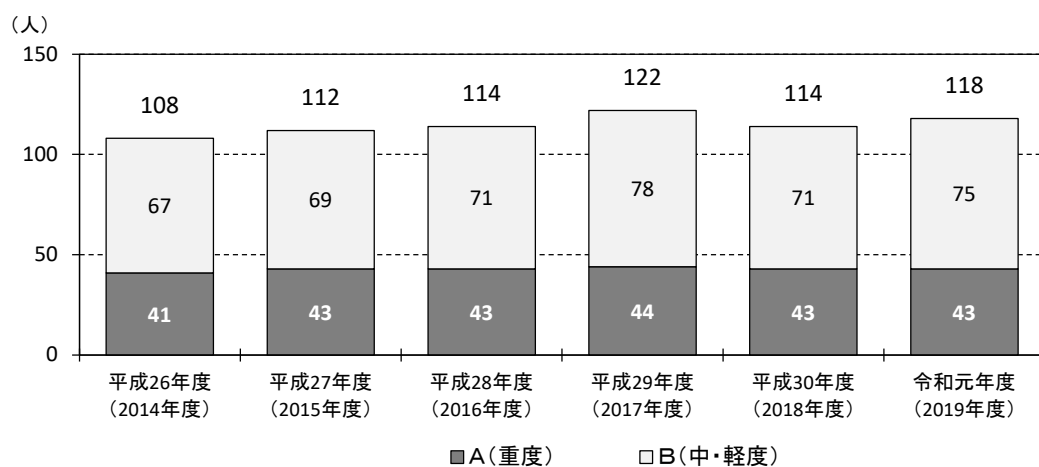
[出典]総合ケアセンター（各年度末現在）

3 知的障がいのある人の状況

療育手帳の交付件数は平成29年度までは増加していましたが、その後は年によって増減している状況です。

障がいの程度でみると、令和元年度A判定者（重度）が43人、B判定者（中・軽度）が75人となっています。

■療育手帳交付者数の推移

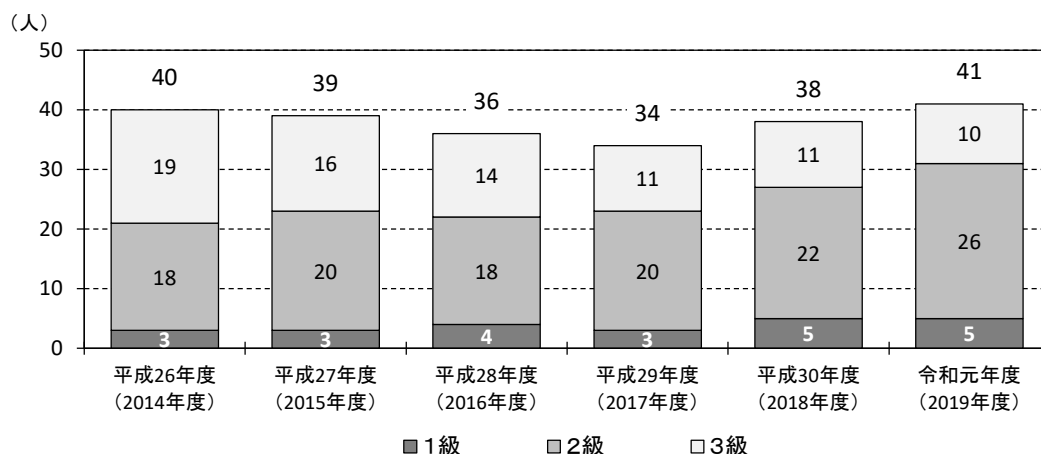


[出典]総合ケアセンター（各年度末現在）

4 精神障がいのある人の状況

精神保健福祉手帳の交付者は少しずつ増加している状況にあります。また、自立支援医療（精神通院医療）の支給を受けている人は平成28年度で118人います。

■精神保健福祉手帳交付者数の推移



[出典]総合ケアセンター（各年度末現在）

5 難病疾患者の状況

平成25年4月1日、障害者総合支援法の施行により難病※3指定を受けている人が障がい福祉サービスの提供を受けることができるようになりました。

平成27年4月1日より「難病の患者に対する医療に関する法律」が施行され、対象疾患がこれまでの56疾患から110疾患に拡大し、その後令和元年7月までに361疾患まで拡大されています。

令和2年5月21日現在、難病による障がい福祉サービスの受給対象者は85人となっています。

6 発達障がいのある人の状況

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

※3 難病

（１）原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、（２）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされています。

7 高次脳機能障がいのある人の状況

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障がいとしてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識をもって支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

第3節 障がい福祉サービスにおける給付状況

1 給付費の状況

給付費の大部分を占める介護・訓練等給付費は年々増加しており、令和元年度は231百万円となっています。

障害児通所支援に関しては、児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問が平成29年度より開始され、平成30年に利用が伸びましたが、令和元年度はやや少なくなっている状況です。

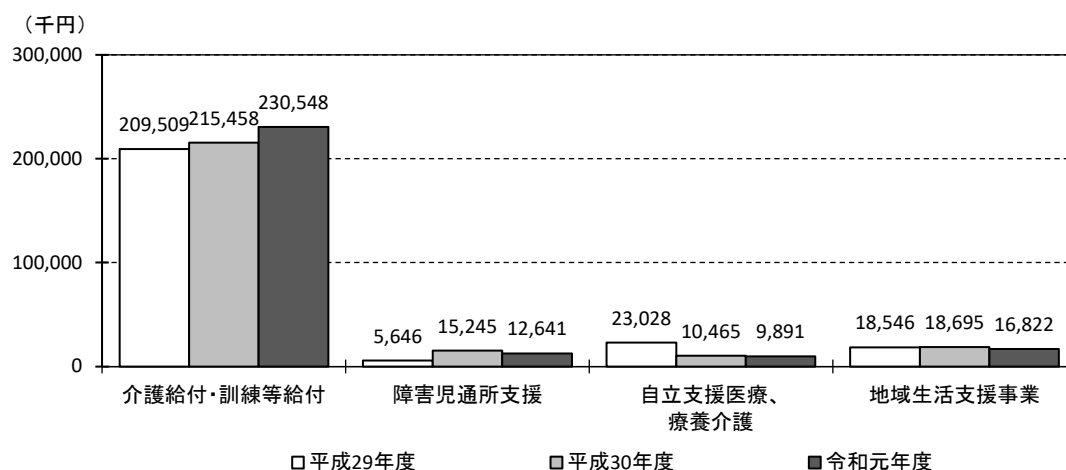
自立支援医療（更生・育成）及び療養介護は平成30年度に大きく減少し、その後は横ばいに推移しています。

地域生活支援事業は大きな変化はなく推移しています。

■総給付費の推移（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護給付・訓練等給付	209,509	215,458	230,548
障害児通所支援	5,646	15,245	12,641
自立支援医療（更生・育成）、療養介護	23,028	10,465	9,891
地域生活支援事業	18,546	18,695	16,822
合 計	256,729	259,863	269,901

[出典]総合ケアセンター



2 各サービスにおける給付費の状況

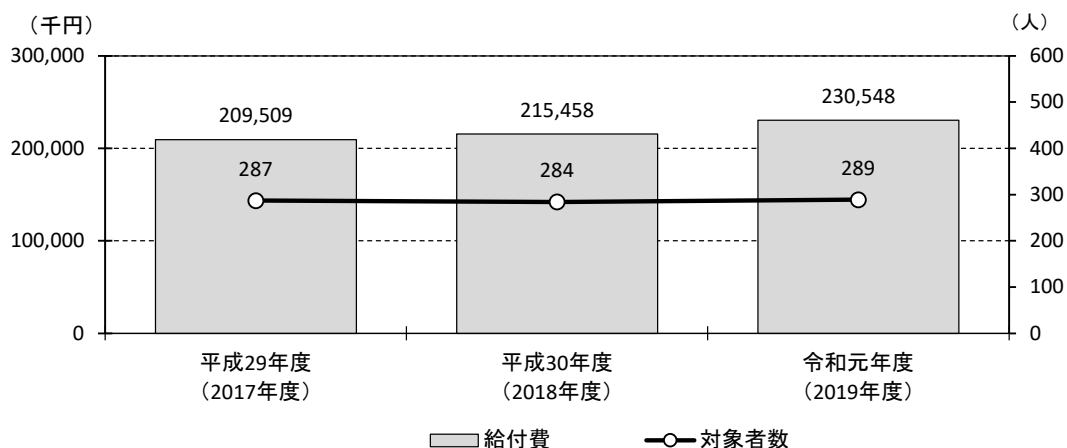
(1) 介護・訓練等給付費の推移

平成29年度から令和元年度の介護・訓練等給付費の状況は以下のとおりです。

■介護・訓練等給付費の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者（人）	287	284	289
給付費（千円）	209,509	215,458	230,548

[出典]総合ケアセンター

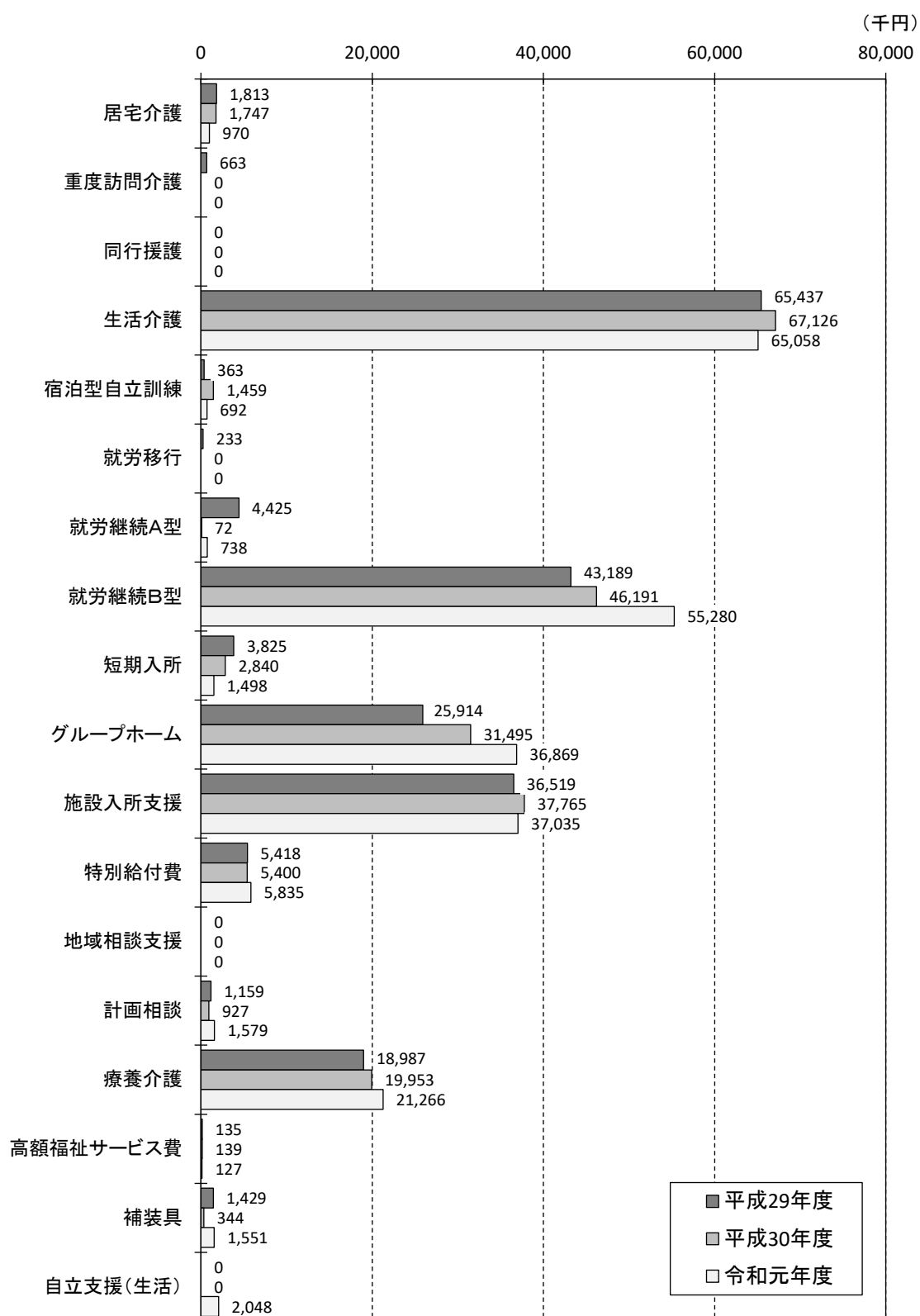


■各サービスの給付状況

サービス種類	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	対象者（人）	給付費（千円）	対象者（人）	給付費（千円）	対象者（人）	給付費（千円）
居宅介護	6	1,813	6	1,747	3	970
重度訪問介護	1	663	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0
生活介護	27	65,437	26	67,126	27	65,058
宿泊型自立訓練	1	363	1	1,459	1	692
就労移行	1	233	0	0	0	0
就労継続A型	4	4,425	1	72	1	738
就労継続B型	35	43,189	43	46,191	45	55,280
短期入所	7	3,825	4	2,840	2	1,498
グループホーム	20	25,914	23	31,495	23	36,869
施設入所支援	28	36,519	27	37,765	26	37,035
特別給付費	48	5,418	50	5,400	49	5,835
地域相談支援	0	0	0	0	0	0
計画相談	82	1,159	85	927	86	1,579
療養介護	7	18,987	7	19,953	7	21,266
高額福祉サービス費	2	135	1	139	1	127
補装具	18	1,429	10	344	17	1,551
自立支援（生活）	0	0	0	0	1	2,048
介護給付・訓練等給付	287	209,509	284	215,458	289	230,548

[出典]総合ケアセンター

■サービス別の給付費状況



[出典]総合ケアセンター

(2) 地域生活支援事業の状況

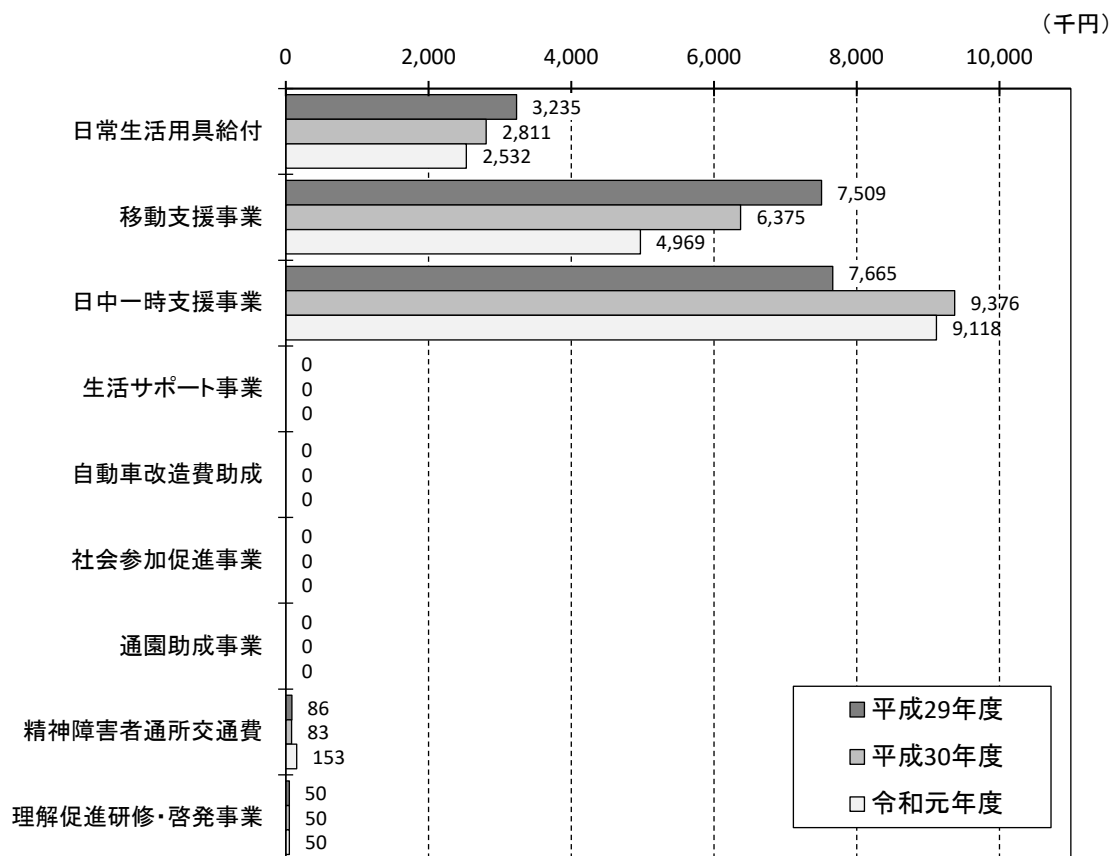
平成29年度から令和元年度の地域生活支援事業の状況は以下のとおりです。

移動支援事業、日常生活用具給付のいずれも事業費は年々減少しており、日中一時支援事業の事業費は平成30年度に伸びた後、令和元年には減少しています。生活サポート事業、自動車改造費助成、社会参加促進事業、通園助成事業は実績がありませんでした。

■各給付の状況と推移

事業種別	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数（人）	事業費（千円）	件数（人）	事業費（千円）	件数（人）	事業費（千円）
日常生活用具給付	162	3,235	149	2,811	136	2,532
移動支援事業	60	7,509	58	6,375	57	4,969
日中一時支援事業	60	7,665	64	9,376	57	9,118
生活サポート事業	0	0	0	0	0	0
自動車改造費助成	0	0	0	0	0	0
社会参加促進事業	0	0	0	0	0	0
通園助成事業	0	0	0	0	0	0
精神障害者通所交通費	1	86	1	83	2	153
理解促進研修・啓発事業	1	50	1	50	1	50
地域生活支援事業	284	18,546	273	18,695	253	16,822

[出典]総合ケアセンター



(3) 児童入所・通所給付費の状況

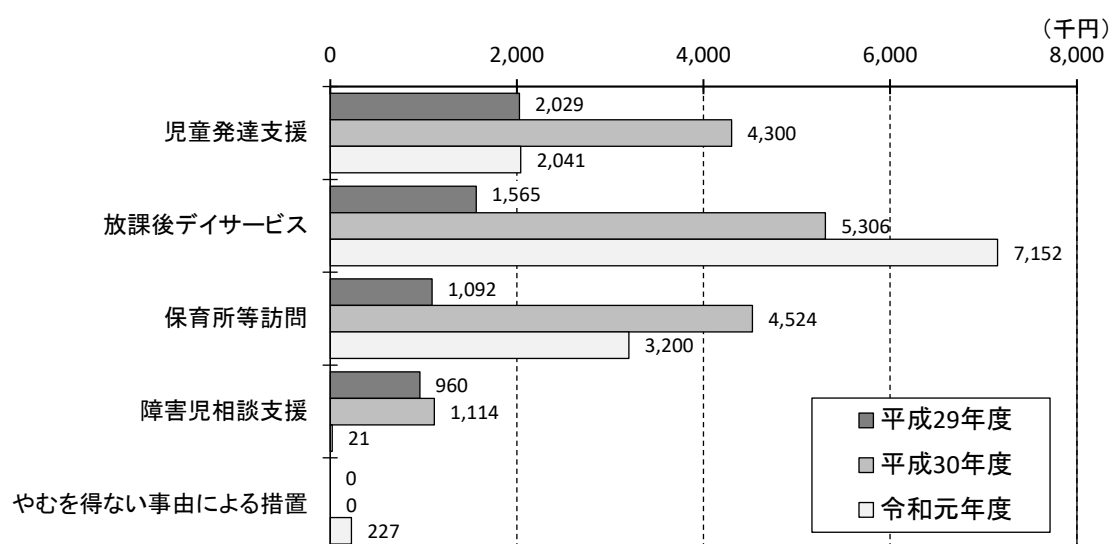
平成29年度から令和元年度の児童入所・通所給付費の状況は以下のとおりです。

平成29年度に開始された児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問は平成30年に対象者数が伸び、給付費も大幅に増加しました。

■ 給付費の推移

サービス種類	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	対象者（人）	給付費（千円）	対象者（人）	給付費（千円）	対象者（人）	給付費（千円）
児童発達支援	73	2,029	101	4,300	41	2,041
放課後デイサービス	76	1,565	255	5,306	299	7,152
保育所等訪問	79	1,092	229	4,524	153	3,200
障害児相談支援	52	960	54	1,114	1	21
やむを得ない事由による措置	0	0	0	0	6	227
児童発達支援	280	5,646	639	15,245	500	12,641

[出典]総合ケアセンター



[出典]総合ケアセンター

（４）自立支援医療の状況

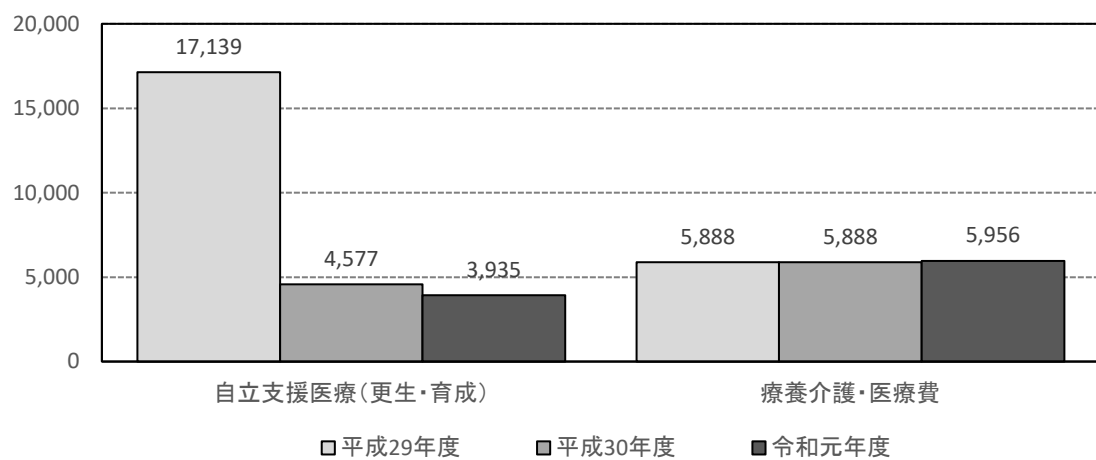
平成29年度から令和元年度の自立支援医療の給付状況は以下のとおりです。

自立支援医療（更生・育成）は平成30年度に減少し、令和元年度は平成30年度と同等の水準で推移しています。

■自立医療費の推移（単位：千円）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療（更生・育成）	17,139	4,577	3,935
療養介護・医療費	5,888	5,888	5,956
合 計	23,028	10,465	9,891

[出典]総合ケアセンター



[出典]総合ケアセンター

第4節 障がい福祉施策の状況

1 計画の事業評価（平成30年度～令和2年度）

（1）評価の方法・評価基準

「第1次障がい福祉総合計画」で示された48の施策・事業（うち4事業は評価対象外）及び第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に掲げた成果目標（8項目）について、「健康長寿のまちづくり事業評価部会」において、事務局（主な担当部署）から進捗状況や成果、今後の方向性についての提案を受け、部会における意見を集約し、最終的な評価を行いました。

【評価基準①】

「進捗状況」～計画に対する事業の進捗状況はどうか。

各施策の「現状・課題」、「数値目標」の達成状況を目安としながら「総合的」な評価を行いました。

評価	評価基準
A	順調に進んでいる（数値目標があるものは、「進捗率」75%以上を目安）
B	おおむね進んでいる（数値目標があるものは、「進捗率」50%以上を目安）
C	ほとんど進んでいない（数値目標があるものは、「進捗率」50%未満を目安）

【評価基準②】

「成果」～町民ニーズや意図する成果に有効に結びついているのか。

各施策が町民ニーズや意図する成果に有効に結びついているか「総合的」な評価を行いました。

評価	評価基準
A	結びついている（サービスについては、希望通りの利用が可能である）
B	ある程度結びついている（サービスについては、おおむね希望通りの利用が可能である）
C	ほとんど結びついていない（サービスについては、利用に制約があり一時待機者がいる）

(2) 評価結果

施策・事業項目	事業数	評価① 「進捗状況」			評価② 「成果」		
		A	B	C	A	B	C
【個別目標1】交流と理解の推進	5	1	3	1	0	4	1
【個別目標2】人権・権利擁護	4	2	1	1	1	2	1
【個別目標3】生活を支えるための相談体制の充実	5	3	1	1	3	1	1
【個別目標4】障害者総合支援法によるサービスの充実	11	6	5	0	6	5	0
【個別目標5】保健・医療サービスの充実	2	1	1	0	1	1	0
【個別目標6】人にやさしいまちづくりの推進	6	3	2	1	2	3	1
【個別目標7】障がいの早期発見と一人ひとりに合った発達・成長への支援	8	5	1	2	4	2	2
【個別目標8】雇用と就労の充実と社会参加の促進	3	0	2	1	0	2	1
第5期障がい福祉計画	5	2	1	2	2	1	2
第1期障がい児福祉計画	3	0	1	2	0	1	2
計画全体	52	23	18	11	19	22	11

(3) 評価のまとめ

52事業の評価結果をみると、評価基準①の「進捗状況」では、「A 順調に進んでいる」が23事業、「B おおむね進んでいる」が18事業となっており、この3年間で掲げた事業はおおむね順調に進んでいると考えられます。

評価が「C ほとんど進んでいない」となっている11事業のうち、「災害対策の推進」に関しては、避難行動要支援者実態調査は実施したものの、福祉避難所に関する協議ができていないことから「C ほとんど進んでいない」として厳しく評価しています。

評価基準②の「成果」は、「A 結びついている」が19事業、「B ある程度結びついている」が22事業となっており各事業が町民ニーズや意図する成果におおむね結びついているとの評価を受けました。

これらの状況を踏まえると、計画全体としてはおおむね順調な推進がなされてきたといえます。

2 個別目標で掲げた主な施策

「第1次障がい福祉総合計画」では、基本理念を「誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる「自立」と「共生」の社会の実現」とし、8つの個別目標を設定して障がい福祉施策を推進してきました。

（1）交流と理解の推進

町民への障がい理解、障がいのある人の社会参加の促進を図るため、「チャレンジド・ネットワークほんべつ」を中心に障がいのある人と町民、行政機関、社会福祉協議会の協働による「障がい者週間記念事業」を開催し、来場者に啓発活動を行っています。

また、ボランティアスタッフの支援により銀河サロンで交流の場を月1回開催してきましたが、参加者の固定化とボランティアスタッフの高齢化が課題となっています。

（2）人権・権利擁護

本町では、地域包括支援センターや「あんしんサポートセンター」において権利擁護の相談を受け付けており、虐待や虐待が疑わしいケースがあった場合には迅速な対応ができるような体制を整備しています。幸い、計画期間内に虐待の相談はありませんでしたが、今後も虐待の早期発見、早期対応を行う体制を継続していく必要があります。

また、成年後見制度に関しては申立て費用の助成制度により利用促進を図っていますが、計画期間内で利用実績はありませんでした。

（3）生活を支えるための相談体制の充実

障がいのある人の自己決定や様々な支援に向けて横断的チームを設置し、関係機関と連携しながら障がいのある人の相談支援や情報提供、生活支援を行っています。また、毎月の定期会議において総合ケアセンター、健康管理センター、児童発達支援センターに寄せられた相談を横断的チームで集約し、課題の整理と必要な支援へとつなげています。

計画相談支援では、令和2年度に専門職体制を2名に拡充し、ケアマネジメント体制の充実を図ってきました。

（4）障害者総合支援法によるサービスの充実

訪問系サービス、日中活動系サービスなど自立支援給付の各種サービスはおおむねニーズに対応したサービスが提供できていると考えています。サービスの中では就労継続支援（B型）の利用実績が伸びているほか、共同生活援助（グループホーム）は前計画期間に町内に整備されたグループホームと町外のサービス利用を含めて実績は伸びています。

また、総合ケアセンターを地域生活支援拠点と位置付け、相談、緊急時の受け入れ・対応などの調整を行っています。

（５）保健・医療サービスの充実

健康教室開設時や地域サロンなどの場において、健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を行ってきました。また、障がいのある人やその家族に保健指導も実施しています。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の一環として、国保病院の地域連携室と連携しながら継続的な治療と地域におけるサポート体制を整備しているほか、こころの“ほっと”相談を実施し、心の健康に対する相談やカウンセリングを行っています。

（６）人にやさしいまちづくりの推進

安全で快適な道路環境づくりのため、平成19年度から道路のバリアフリー化工事を進めており、令和元年度までに8路線、延長1,117mが整備済みとなっています。現在着手中の町道北西1条通りのバリアフリー化は令和3年度に終了する予定です。

住まいの面では、公営住宅を平成30年度に2棟4戸、令和元年度に1棟2戸の建て替えを完了しています。また、住宅改修費給付事業（地域生活支援事業）を通じて、住宅改修における理学療法士や建築士からの専門的な支援を行っています。

（７）障がいの早期発見と一人ひとりに合った発達・成長への支援

新生児訪問や産婦訪問、乳幼児健康診査を通じて障がいの早期発見に努めており、家族の心情に配慮しながら育児支援や必要に応じて医療や保育を受けられるよう支援を行っています。

また、平成29年10月1日からスタートした本別町児童発達支援センター「よつば」により、児童発達支援、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問事業の3事業を提供しており、利用者実績は安定的に推移しています。

（８）雇用と就労の充実と社会参加の促進

福祉的就労の面では就労継続支援（Ｂ型）の利用者数が増えていますが、一般就労への移行に関しては計画期間内における実績は2名の状況です。

また、本町では就労支援の充実に向けて就労関係機関との連携強化を図ってきたほか、情報提供、相談支援、就労後のフォローまで一貫した就労支援体制の整備に向けて就労支援の拠点づくりの検討を進めてきました。

現時点では就労支援の拠点は整備できていませんが、就労の充実は今後も重点的に進めるべき施策と考えられるため、引き続き検討を進めていく必要があります。

第5節 アンケート結果からの課題

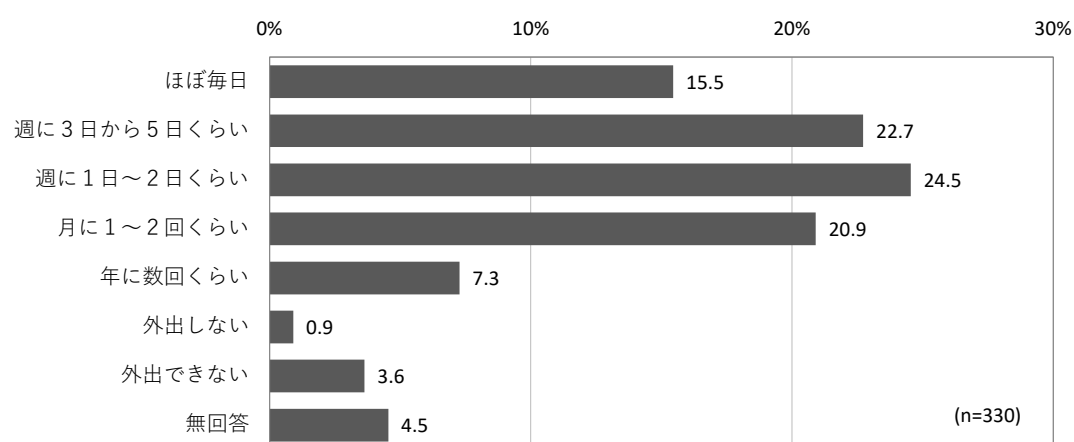
1 アンケート調査結果の概要

(1) 外出について

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）では、「週に1日から2日くらい」が24.5%で最も多く、週に1日以上外出している人の割合は合計で62.7%となっています。

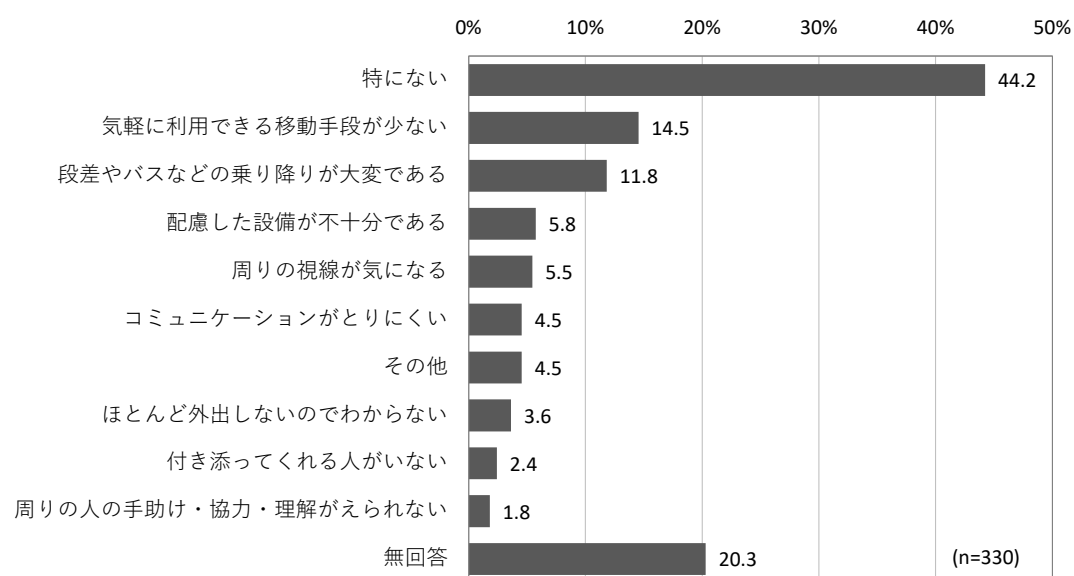
外出時の困りごとは「特にない」が最も多いものの、困っていることの中では「気軽に利用できる移動手段が少ない」が14.5%で最も多くなっています。

■月における外出頻度



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■外出時の困りごとについて（複数回答）



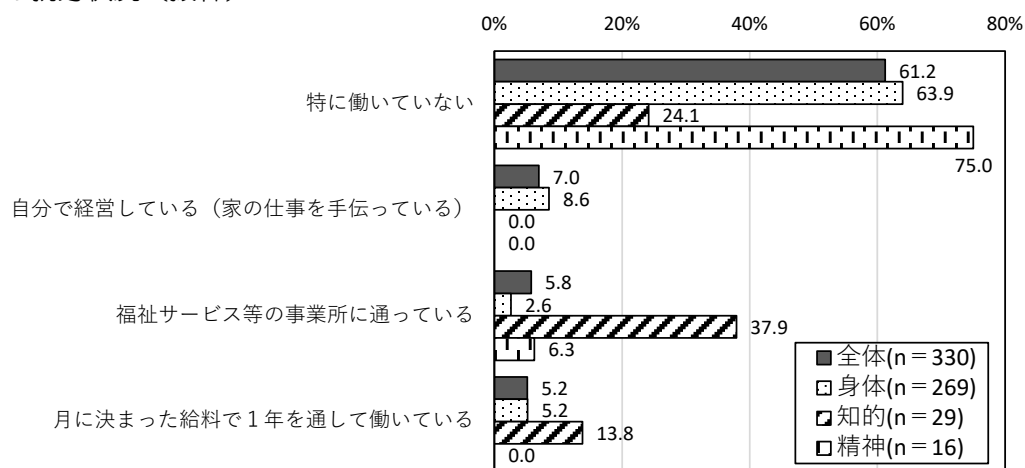
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

(2) 就労について

障がい者のある人の現在の就労状況を全体でみると、「特に働いていない」が61.2%となっており、障がい種類別でみるとその割合は、精神障がいのある人が75.0%と高く、知的障がいのある人は24.1%と低くなっています。

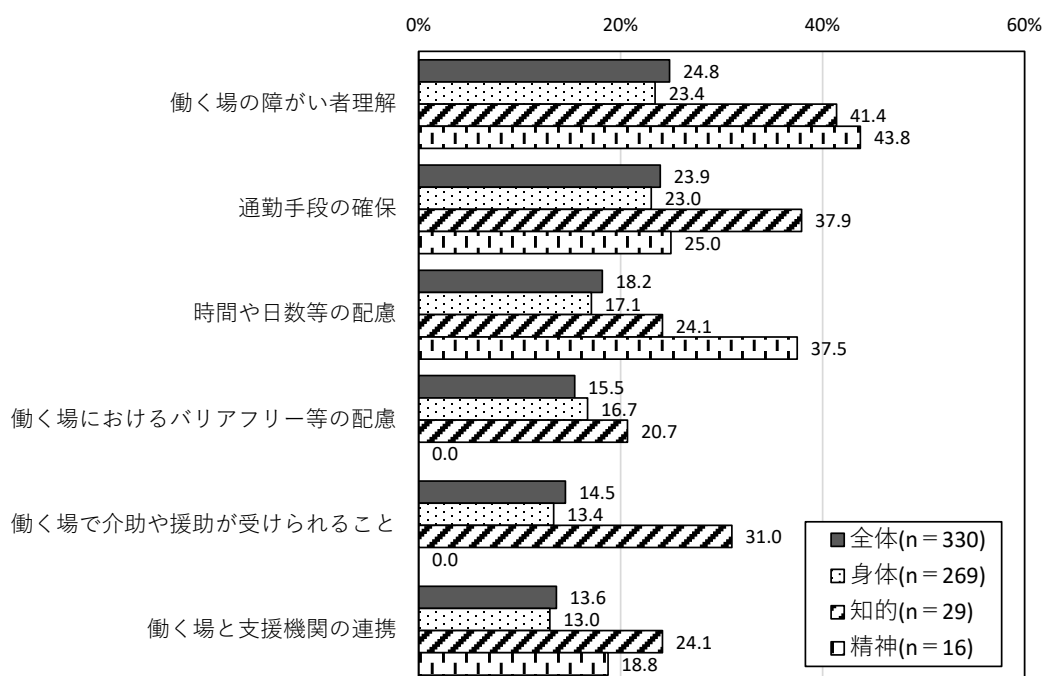
障がいのある人が働くために必要なこととしては、「働く場の障がい者理解」が最も多く、その割合は知的障がい、精神障がいでは40%を超えている状況です。

■現在の就労状況（抜粋）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■障がいのある人が働くために必要なこと（複数回答／抜粋）



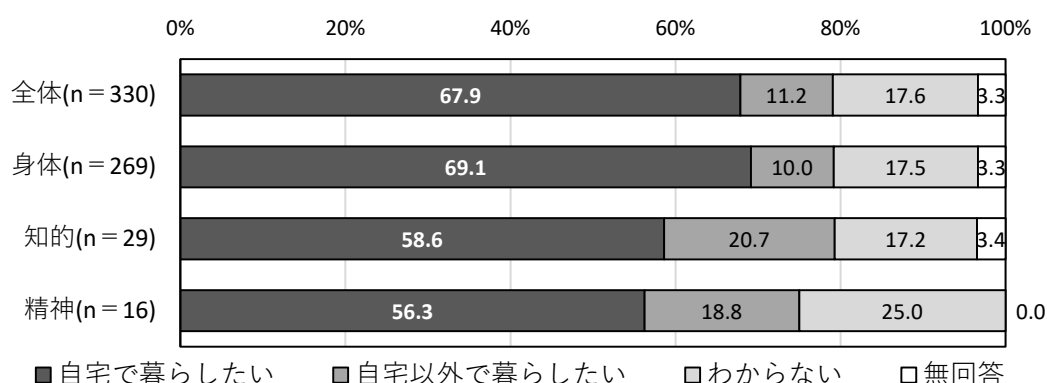
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

（3）地域で安心して暮らす住まいについて

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で将来にどのような暮らし方をしたいかたずねたところ、「自宅で暮らしたい」が67.9%を占め、「自宅以外で暮らしたい」は11.2%となりました。障がい種類別でみると、知的障がい及び精神障がいのある人で「自宅以外で暮らしたい」の割合が20%前後で身体障がいのある人よりも多くなっています。

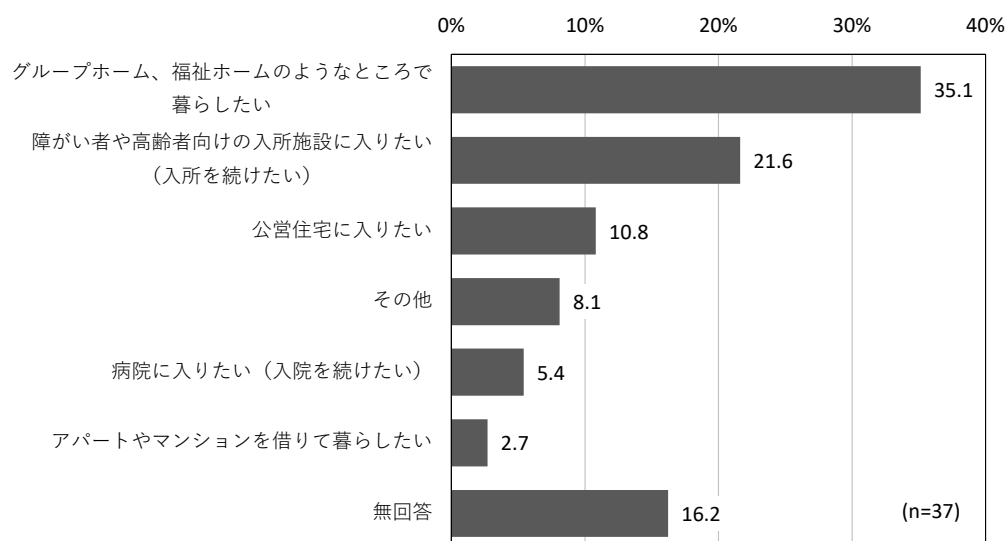
自宅以外で暮らしたいと回答した人の暮らしたい場所は、「グループホーム、福祉ホームのようところで暮らしたい」が35.1%で最も多く、次いで「障がい者や高齢者向けの入所施設に入りたい（入所を続けたい）」が21.6%で続いています。

■将来に望む暮らし方



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■自宅以外で暮らしたい場所



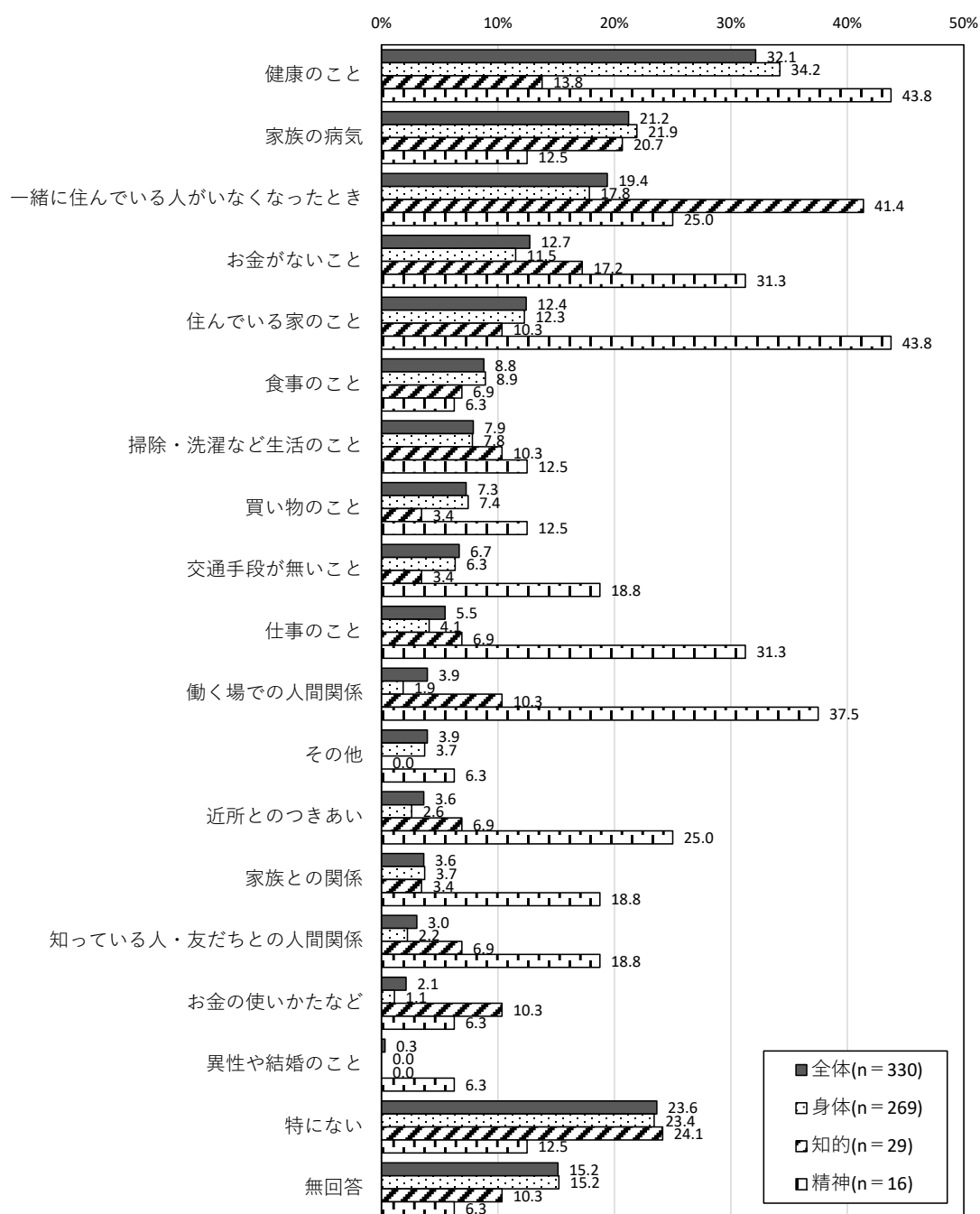
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

（４）現在困っていること

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で現在困っていることをたずねたところ、身体障がい及び精神障がいのある人は「健康のこと」、知的障がいのある人は「一緒に住んでいる人がいなくなったとき」がそれぞれ最も多くなっています。

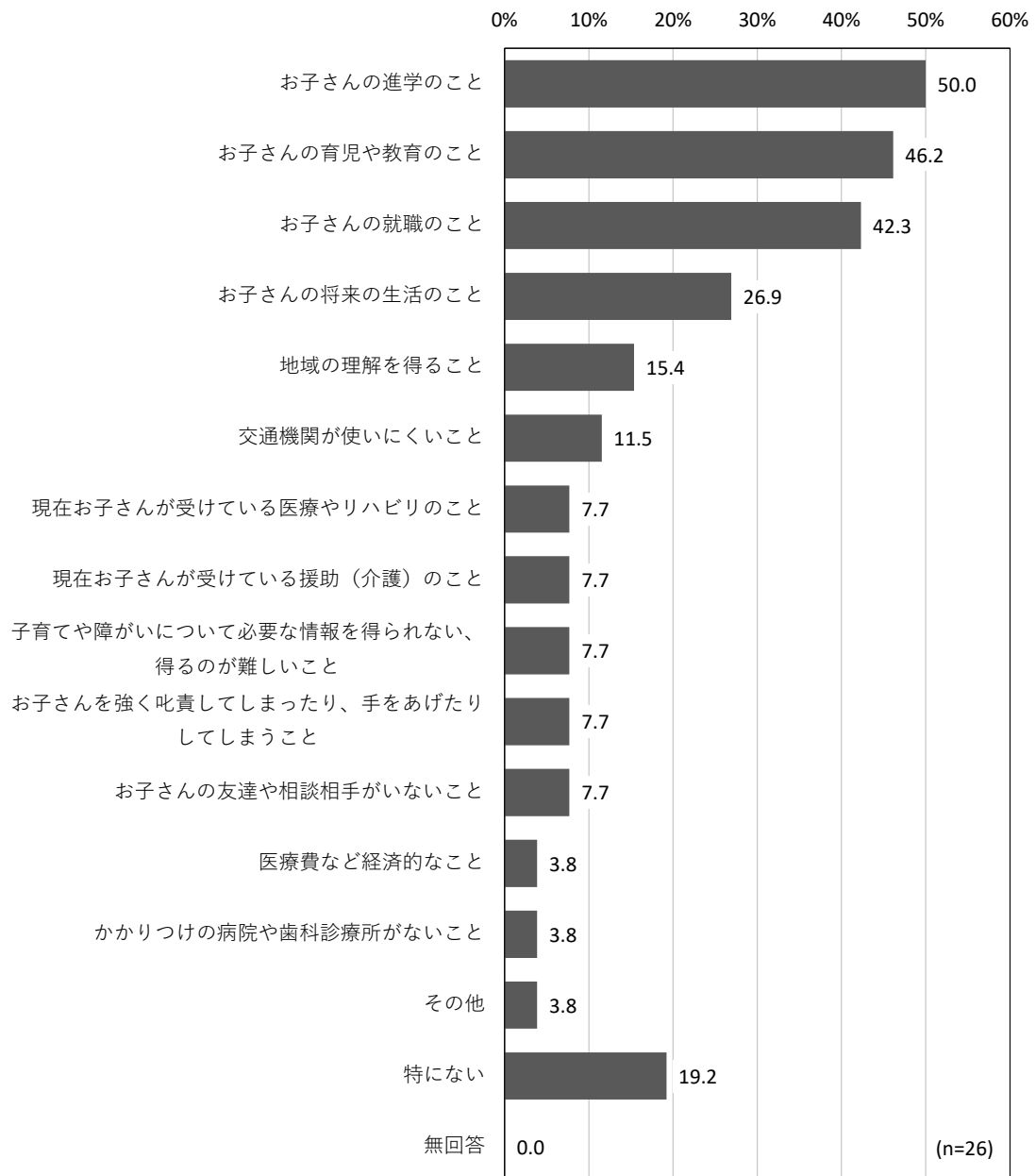
障がい者福祉アンケート調査（18歳未満）におけるお子さんに関する悩みごとや困ったこととしては、「お子さんの進学のこと」が50.0%で最も多く、次いで「お子さんの育児や教育のこと」（46.2%）、「お子さんの就職のこと」（42.3%）が続いている状況です。

■現在困っていること（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■お子さんに関する悩みごと（複数回答）



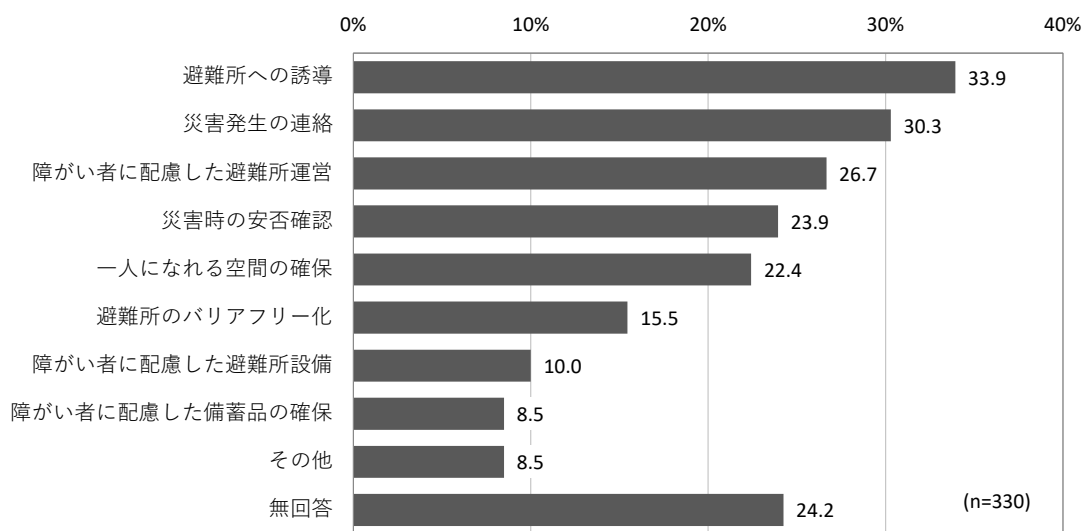
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳未満）

(5) 災害について

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で災害時における支援体制で望むことをたずねたところ、「避難所への誘導」が33.9%で最も多く、次いで「災害発生の連絡」（30.3%）、「障がい者に配慮した避難所運営」（26.7%）が続いています。

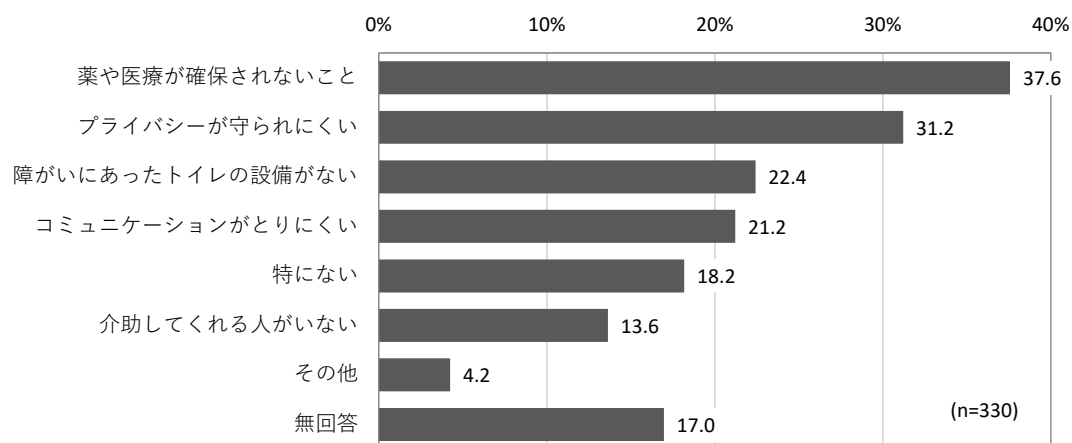
災害時の避難所で困ることとしては、「薬や医療が確保されないこと」（37.6%）、「プライバシーが守られにくい」（31.2%）が上位回答となっています。

■災害時における支援体制で望むこと（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■災害時の避難所で困ること（複数回答）



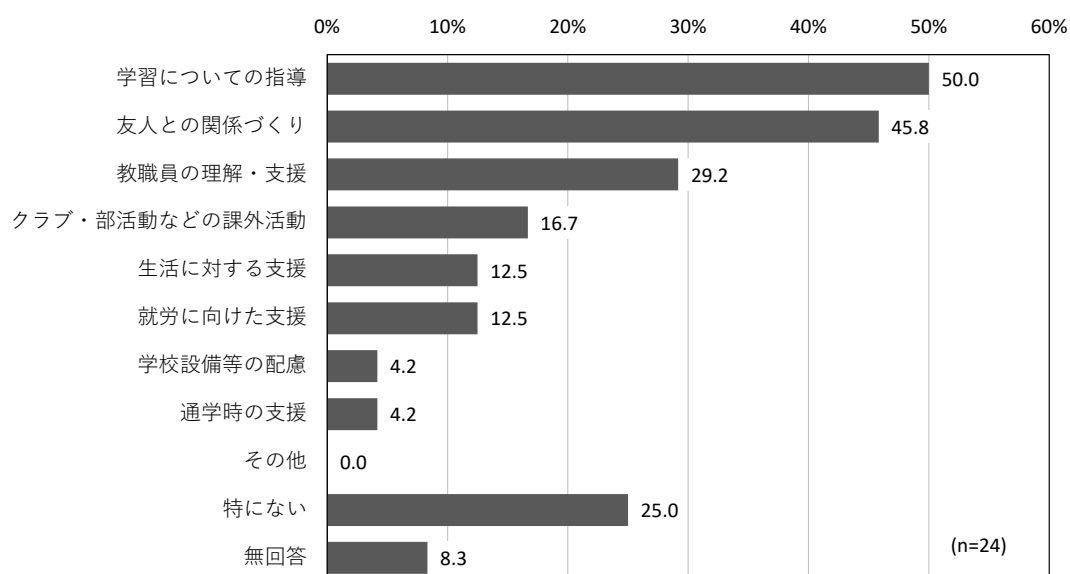
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

（6）療育支援について

障がい者福祉アンケート調査（18歳未満）で教育や学校生活で充実してほしいことをたずねたところ、「学習についての指導」（50.0%）、「友人との関係づくり」（45.8%）が上位回答となっています。

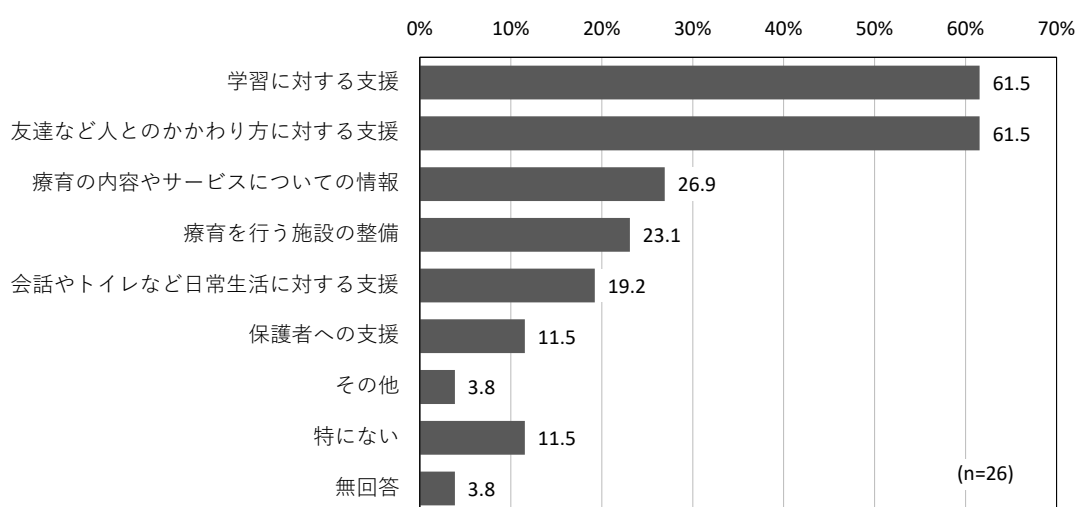
療育支援で充実してほしいこととしては、「学習に対する支援」及び「友達など人とのかかわり方に対する支援」が共に61.5%を占めており、教育や療育においては「学習」と「人とのかかわり方」へのニーズが強いと考えられます。

■教育や学校生活で充実してほしいこと（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳未満）

■療育支援で充実してほしいこと（複数回答）



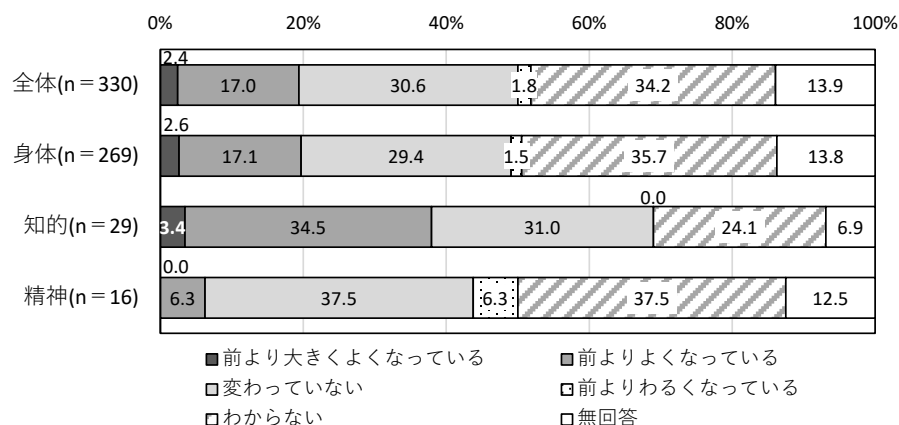
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳未満）

(7) 障がいへの理解

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）で障がい者理解に関する地域の意識変化をたずねたところ、「前より大きくよくなっている」「前よりよくなっている」の合計が最も多いのは知的障がいのある人の37.9%ですが、精神障がいのある人はその割合が6.3%と低い状況です。

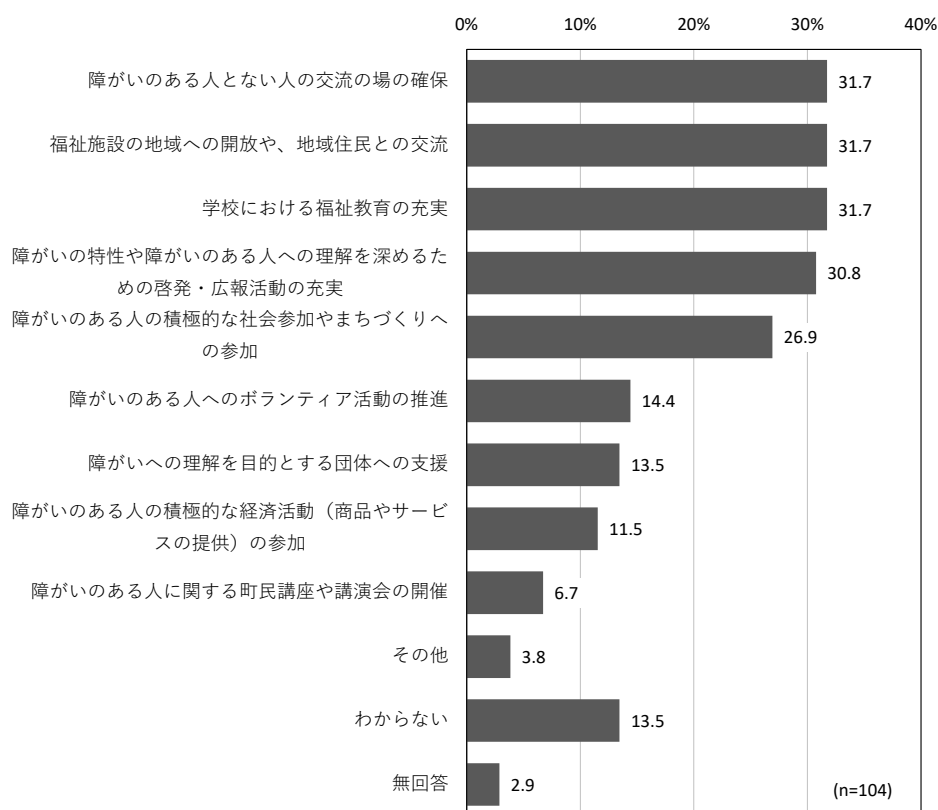
一般市民の方にとって障がいのある人への理解を深めるために必要なこととしては、「障がいのある人となない人の交流の場の確保」「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流」「学校における福祉教育の充実」の割合が多くなっています。

■障がい者理解に関する地域の意識変化



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■障がいのある人への理解を深めるために必要なこと（複数回答）



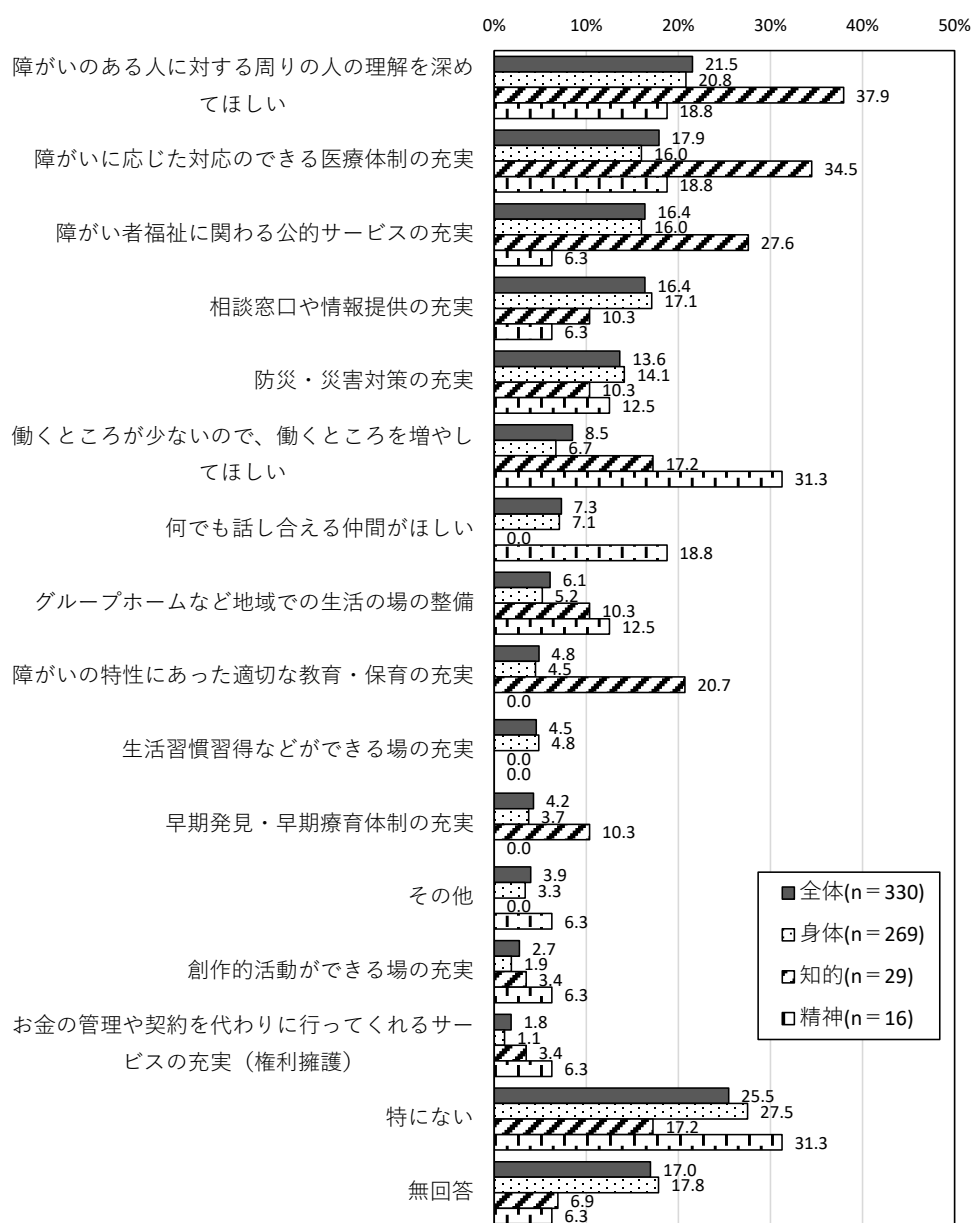
[出典]障がいに関する意識調査

（８）今後力を入れてほしい施策

障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）では、「障がいのある人に対する周りの人の理解を深めてほしい」、障がいに関する意識調査では「障がいのある人への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」がそれぞれ最も多く、障がいのある人に対する理解に対する施策が求められている状況です。

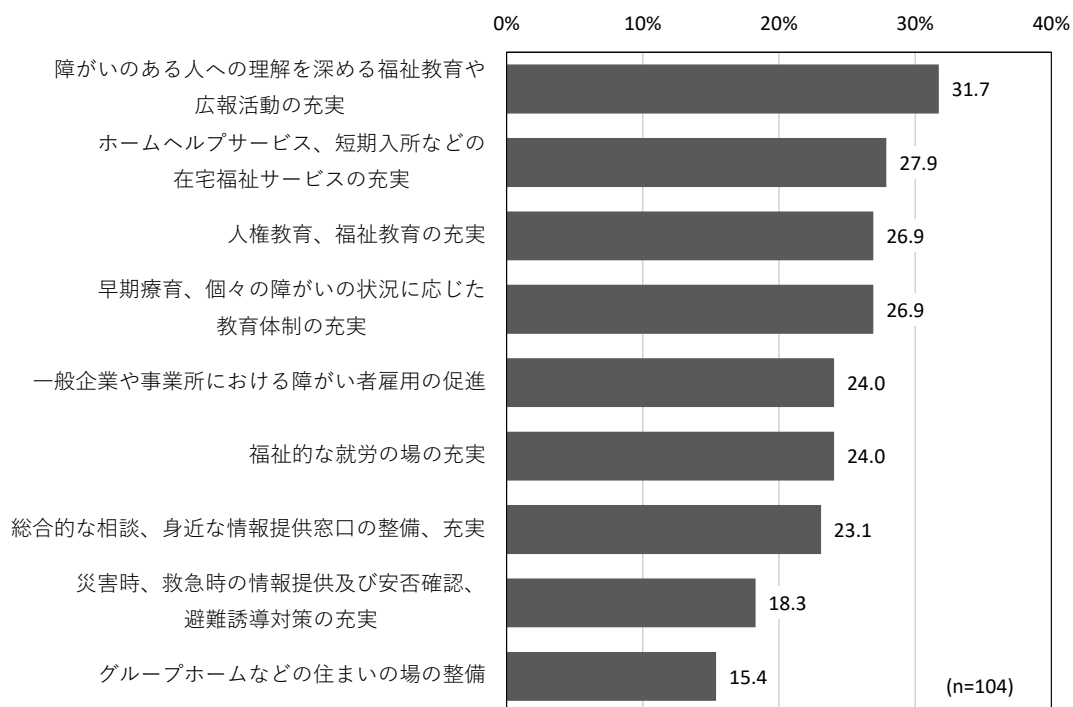
また、障がい者福祉アンケート調査（18歳未満）において他の人に介助を代わってもらえると助かることとしては「学習・趣味活動などの相手や介助」（26.9%）、「話し相手」（15.4%）が多い状況です。

■障がいのある人が暮らしやすくなるために必要なこと（複数回答）



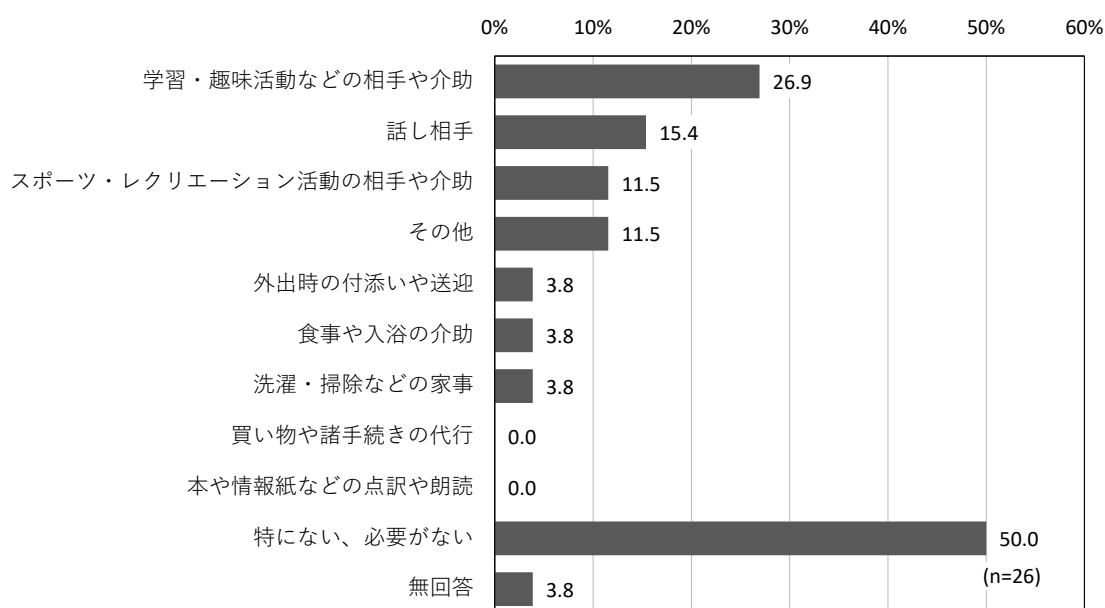
[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳以上）

■障がい者福祉を充実させるために必要なこと（複数回答／抜粋）



[出典]障がいに関する意識調査

■他の人に介助を代わってもらえると助かること（複数回答）



[出典]障がい者福祉アンケート調査（18歳未満）

2 アンケート結果からの課題の取りまとめ

(1) 障がいに関する理解の促進

障がいに関する理解は地域の中で徐々に広がっており、「前よりよくなっている」という意見が約20%で「前より悪くなっている」という意見はわずかとなっている一方、「変わっていない」「わからない」という意見が多くを占めている状況です。

今後力を入れてほしい施策や障がいのある人が働くために必要なことの中でも「障がいの理解」が回答として最も多くなっており、今後も障がいに関する理解促進への取組は充実を図っていく必要があります。

(2) 就労支援の充実

障がいのある人が働くために必要なことの中では「働く場の障がい者理解」が最も多く、障がい種類別でみると、知的障がいのある人は「通勤手段の確保」、精神障がいのある人は「時間や日数等の配慮」の回答も多くなっています。

また、今後力を入れてほしい施策の中では、精神障がいのある人は「働くところが少ないので、働くところを増やしてほしい」の回答が最も多くなっていました。

就労支援は充実が求められており、これまで本町で検討を進めてきた就労支援の仕組みづくりを今後も継続していく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

現在困っていることとしては、全体でみると「健康のこと」が最も多くなっていますが、障がい種類別でみると、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人それぞれで最も多い回答は異なっています。特に精神障がいのある人は他の障がいのある人と比べて困りごとの割合が多様になっている結果となっています。

本町ではこれまでも相談支援体制の充実を図ってきており、一定の成果を挙げていると考えていますが、今後も障がいのある児童の相談支援を含め相談内容の多様化・専門化が進むと考えられることから、関係機関との連携強化や相談支援における質の向上など、相談支援体制の充実に向けた取組を継続していく必要があります。

(4) 発達に心配のある児童への支援の充実

調査結果では、学習的支援や対人関係支援が上位回答となっており、平成29年10月1日からスタートした本別町児童発達支援センター「よつば」において学習的支援や対人関係支援をはじめ様々な取組を進めてきました。

今後はこれらの取組の充実を図るとともに、児童の年齢とともに変化する療育・教育環境においても切れ目のない支援が行われるよう配慮していく必要があります。

第3章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1 総合的な推進体制

この計画は、就労、医療、住宅、生活一般など幅広い分野にまたがった施策となっています。このため、新たな制度に対応し、庁内各課との連携、加えて、関係機関との連携の強化、住民（地域）との協働関係の構築に取り組みます。

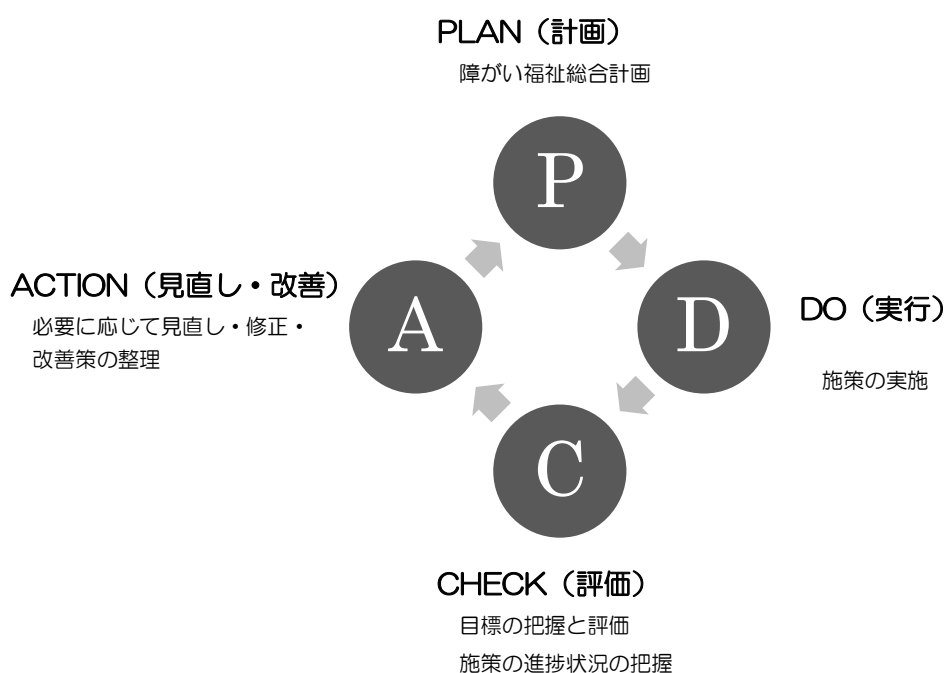
2 町民参加の促進

町民一人ひとりが障がいへの理解や認識を深め、日頃からあたたかな思いやりの心を育み、助け合いと支え合いがある町をつくりあげることが大切です。

町民誰もがまちづくりや生涯学習、ボランティア等の活動に参加できるよう条件を整備します。

第2節 計画の進行管理

基本理念に基づく目標を達成し、障がいのある人の生活を総合的に支えるため、この計画に定めた施策・事業について少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析・評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより支援体制整備の推進に努めます。



第2編 第7期障がい者保健福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障がいの有無にかかわらず、誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され住み慣れた地域で安心して暮らしていける共生社会の構築が必要です。

このような社会の実現に向け、本計画では第6期障がい者保健福祉計画の基本理念を継承し、社会的障壁を除去することによって障がいのある人の生活の困難さを解消する多様な支援をめざします。

計画の基本理念

誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる
「自立」と「共生」の社会の実現

第2節 基本方針

基本理念に基づき、本計画の施策を推進する上で基本方針を下記に掲げます。

計画の基本方針

- ◇尊厳を持って生活できる地域共生社会をめざす
- ◇社会的障壁を除去し合理的な配慮のある社会をめざす
- ◇必要な時に必要な支援を受けることのできる共生社会をめざす

第3節 基本目標

基本目標1 共に支え合う地域づくりの推進

障がいの有無や程度にかかわらず、それぞれの個性が尊重され、誰もが誇りと尊厳をもって、社会を構成する一員として暮らす地域共生社会をめざします。

このような社会を実現するためには、町民が障がいのある人を取り巻く状況や障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識をもつことが必要です。

障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために啓発活動に取り組むほか、権利擁護や防災対策などに取り組み、「共に支え合う地域づくり」の実現をめざします。

基本目標2 地域における生活支援の充実

障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続するためには、障がいのある人の自己選択・自己決定を最大限に尊重し、より身近な地域での多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実が必要です。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、地域での住まいや介護の担い手となる人材の確保に努め、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

基本目標3 自立と社会参加の促進

自分らしい生活を自らの意思で選択・決定していくためには、障がいのある人自信が主体性と自立性を発揮し、積極的に社会参加できる体制づくりが重要です。

障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた地域における就労支援を充実させるとともに、移動手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進します。

第4節 重点的に取り組むこと

1 理解と交流の推進

①障がいのある人との交流の場の確保

- 町民が障がいや障がいのある人を正しく理解し、交流できる機会の確保に努めます。
- 様々な場において、病気や障がいに関する啓発を行います。

2 相談体制の充実

①相談窓口の連携強化

- 総合ケアセンター、健康管理センター、児童発達支援センターが総合的な相談窓口となり、連携を強化しながら相談支援の充実を図ります。
- 児童（療育）から成人、高齢期と継続的で包括的なライフサイクルでのサポート体制を確立するため相談連携体制の強化を図ります。

②発達に心配のある児童への相談対応の充実

- よつばにおける支援機能を強化するため、療育スタッフの専門的知識、技術の向上に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、相談機能の充実とコーディネート機能の強化に努めます。
- 個別の教育支援計画を作成し、幼児期から学齢期、進学や卒業後の就労支援などの節目においても継続した支援が展開できるように、保健、医療、福祉、教育、サービス事業者等関係機関の連携を進めます。

3 雇用と就労支援の充実

①就労支援の拠点づくりに向けた検討

- 就労への意欲確認から始まり、情報提供、相談支援、就労後のフォローまで一貫した就労支援体制の整備に向けた検討を進めます。

②障がい者雇用の啓発

- 町内企業等に対して法定雇用率制度の周知を図るとともに、厳正な運用を関係機関に働きかけ、連携・協働を重視しながら、障がいのある人の就労機会の拡大に向けた取組を推進します。

4 防災対策の充実

①避難行動要支援者の把握と対応検討

- 避難行動に支援が必要な人の情報を自治会や民生委員児童委員との間で共有し、個別避難支援計画の整備など、地域全体で災害時の避難支援体制づくりを進めます。

②福祉避難所の機能強化

- 福祉施設等と連携し、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の機能強化を図ります。また、福祉避難所において障がいのある人等の災害時要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制や備蓄資材の整備に努めます。

第5節 施策の体系



第2章 施策の展開

第1節 共に支え合う地域づくりの推進

《基本目標1》共に支え合う地域づくりの推進

1 支え合いの基盤づくり

- (1) 交流と理解の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域における福祉活動の推進

2 人権・権利擁護の推進

- (1) 差別禁止と虐待防止の推進
- (2) 権利擁護の推進

3 生活環境の充実

- (1) 生活基盤の整備
- (2) 外出や移動の支援
- (3) 防災対策の推進
- (4) 防犯対策の推進
- (5) 感染症対策の推進

1 支え合いの基盤づくり

(1) 交流と理解の推進

1) 病気や障がいに関する啓発活動の推進

【事業内容】

障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため、自治会や在宅福祉ネットワーク、民生委員児童委員協議会等において、障がいに関する啓発活動を行います。

また、関係機関が主催する障がいに関する講演会などへの支援を行います。

【事業計画】《統合・継続》

- 様々な機会を通じて、障がいや障がいのある人の理解促進を図るとともに、障がいのある人とのコミュニケーション方法や合理的配慮等に関する啓発活動を行います。

2) 身近な交流の推進

【事業内容】

町民ボランティア等が、障がいのある人との日常的な交流を図る「場」の確保のため、銀河サロン等の運営等の支援を行っています。

また、学生ボランティアグループが各事業への参加活動を通じて、交流の「場」の確保を行っています。

【事業計画】《継続》

- 銀河サロン等の交流の「場」の確保に向けた支援を引き続き行います。
- サービス事業者等が行う事業での交流の「場」の確保に向けた支援を行います。
- 学生ボランティアグループによる交流の「場」の確保を支援します。
- ボランティアスタッフの高齢化に対応するため、新たな担い手の育成・確保に努めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
サロンの場の確保に向けた 支援	回数（回）	0	1	1	1

3) 団体同士の交流の促進

【事業内容】

チャレンジド・ネットワークほんべつで開催される、障がい者週間記念事業等の支援を行い団体同士の交流に取り組んでいます。

【事業計画】《継続》

- 障がい者週間記念事業等の開催を通じて団体同士の交流を支援します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
団体同士の交流支援	回数（回）	0	1	1	1

4) ヘルプマーク等の普及

【事業内容】

外見から分かりにくい障がいなど、周囲の人から配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

【事業計画】《新規》

- ヘルプマークやヘルプカードに関する理解促進に向けての啓発を行います。

(2) 福祉教育の推進

【事業内容】

小中学校における総合的な学習の時間で体験学習等を通じて「障がい理解の教育」を実施しています。

【事業計画】《継続》

- 総合的な学習の時間等を活用した体験学習等を通じ「障がい理解の教育」を実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的な学習の時間で 体験学習	回数（回）	1	1	1	1

(3) 地域における福祉活動の推進

1) 在宅福祉ネットワークの普及・啓発

【事業内容】

地域住民が安心して生活を送ることができるよう、自治会の福祉部が中心となって日常的な見守りや除雪、サロン活動など、5つの活動項目から自治会の創意工夫により活動を展開しています。

現在、75自治会中、36自治会で31のネットワークが組織化されています。

【事業計画】《新規》

- 引き続き在宅福祉ネットワークの普及・啓発に取り組みます。特に、農村地区の組織化に向けて、連絡協議会、社協、町が一体となって普及・拡大を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
在宅福祉ネットワーク数	団体数（団体）	31	32	32	33

2) ボランティア活動の促進

【事業内容】

ボランティアに関する相談、援助、登録、紹介のほか、講座等を開催するボランティアセンター（社会福祉協議会）の運営を支援し、福祉ボランティアへの町民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図っています。

【事業計画】《新規》

- 今後も社会福祉協議会によるボランティアセンターの活動を支援し、町民がボランティアに参加できる機会の拡充を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
個人ボランティア登録数	人数（人）	11	11	11	11

2 人権・権利擁護の推進

（1）差別禁止と虐待防止の推進

1）差別禁止と虐待防止の周知・啓発

【事業内容】

媒体による広報活動やイベントでのPR活動など様々な場や機会を活用して、差別解消と虐待防止に関する広報・啓発活動を促進します。

【事業計画】《継続》

- 役場や事業所での啓発活動を実施します。
- 障がい者週間記念事業で差別禁止及び虐待防止の周知活動を行います。

2）差別と虐待に対する支援体制の充実

【事業内容】

虐待の早期発見及び迅速な対応ができるよう、関係機関と連携した体制づくりを実施します。また、虐待が発生した場合は、地域包括支援センターの「虐待防止ネットワークマニュアル」に則り今後の支援方針等を検討します。

差別に対する支援体制としては、本別町障害者自立支援協議会において情報共有を行うとともに、今後の対応に向けた協議を行います。

【事業計画】《統合・継続》

- 差別や虐待の通報・相談に対応し関係機関と連携しながら早期発見・対応を図ります。

（2）権利擁護の推進

1）地域連携ネットワークの整備

【事業計画】《新規》

- 権利擁護に関する専門的助言や地域連携ネットワークのコーディネート等を行う機関である中核機関を設置します。
- 成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進し、関係機関等による協議会を設置します。

2) 権利擁護事業の周知啓発

【事業計画】《新規》

- 成年後見制度の啓発活動を推進し、成年後見制度を必要としている障がいのある人への周知を図ります。
- 地域包括支援センターや「あんしんサポートセンター」の周知や相談対応等を通じて、成年後見事業や日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービスなどの権利擁護事業の利用促進に努めます。

3) 成年後見制度の利用支援

【事業内容】

成年後見制度の利用促進に向けて、親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者や障がいのある人を対象に、町長が代わりに申立てを行います。また、審判の請求に伴う費用や後見人等の報酬など、成年後見制度の利用に伴う費用等の助成を行うことで制度の円滑な利用を図ります。

【事業計画】《継続》

- 成年後見制度を必要としている障がいのある人への周知を図り、成年後見制度の利用促進を図ります。

4) 意思決定支援の推進

【事業内容】

自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう支援します。

【事業計画】《新規》

- 「意思決定支援ガイドライン」の普及を図ること等により、必要な支援を行います。

3 生活環境の充実

(1) 生活基盤の整備

1) 安全で快適な道路環境

【事業内容】

安全で快適な道路環境づくりのため、中心市街地、通学路等の道路のバリアフリー化を計画的に実施しています。

平成19年度から歩道の段差解消、平坦性の確保のため中心市街地、通学路に重点を置き、現在、小・中・高校の通学の基幹となっている銀河通り（道道勇足本別停車場線）にアクセスする路線整備を進めてきました。

現在は学校への通学路（本別大橋から健康管理センター前）のバリアフリー化を進めています。

【事業計画】《継続》

北海道地域づくり総合交付金を活用し、中心市街地及び公共施設にアクセスする路線に重点を置き、歩道全体が通行しやすいバリアフリー化を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
道路バリアフリー化	路線数（路線）	1	1	0	0

2) 住宅環境の整備

①公営住宅・共生ホームの整備

【事業内容】

平成30年3月に見直しを行った住生活基本計画に基づき、公営住宅の改善や建て替えを進めています。公営住宅の建て替え時には、床の段差解消・手すりの設置など、高齢者や障がいのある人へのバリアフリー対応を行ってきました。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、共生ホーム等の整備を検討します。

【事業計画】《継続》

- 向陽町団地の改善を継続して進めていきます。
- 令和6年度より向陽町団地の建て替えを進めていく予定です。
- 居住ニーズの充足度を把握し、共生ホーム等の基盤整備に向けて検討を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
公営住宅改善（向陽町）	棟数・戸数	1棟2戸	1棟4戸	1棟6戸	1棟6戸

②住宅改修支援事業の推進

【事業内容】

建築士、理学療法士、ケアマネジャー、福祉担当者等による住宅改善支援チームが訪問し、高齢者等の身体状況・経済状況などを考慮しながら無料で住宅改修の相談、費用の概算見積もり、施工方法の助言などを行っています。

また、建築士や理学療法士からの専門的な助言の下に、住宅改修を行っているため、転倒防止や要介護状態の悪化の防止など、介護予防面においても効果の高い事業となっています。

【事業計画】《継続》

- 建築士会の協力の下で実施している本事業は、本計画における「協働」事業の柱の一つでもあることから、継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
住宅改修支援事業	相談件数 (件)	0	1	1	1

③住宅改修費の助成

【事業内容】

身体障がいのある人（下肢・体幹障がい等）を対象に住宅改修にかかる費用の一部（限度額10万円）の助成を行います。

【事業計画】《継続》

- 住宅改修費助成事業を継続するとともに本事業の周知を図り、障がいのある人の住宅改修への支援に努めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
住宅改修の費用助成	件数（件）	0	1	1	1

3) 情報アクセシビリティ

【事業内容】

ICTの活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人の意思疎通手段を拡充します。

【事業計画】《新規》

- ICTを活用した情報バリアフリー化を促進します。
- また、相談や情報提供、障がいに対応したコミュニケーション機器等の普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。
- 視覚障がいや聴覚障がいなど、意思疎通に障がいのある人に対する情報提供などの充実に努めます。

(2) 外出や移動の支援

1) 地域公共交通の整備

【事業内容】

《太陽の丘循環バス》

住宅地と町中心部、本別町国民健康保険病院を結ぶ循環バスとして運行しています。また、コミュニティバスとして、民間病院への通院、商店街での買い物など、どのような用事でも乗車でき、誰でも利用可能です。

《へき地患者輸送車》

農村地区と町内医療機関を結ぶバスを運行しています。

《町有バス（スクールバス）》

スクールバスの一部路線を一般町民向けの路線としても運行しています。町民の人は誰でも乗車できます。

《バス借り上げに対する助成》

福祉バスの廃止に伴い平成18年11月からバス助成金制度になりました。町内の福祉団体等が研修等で貸切バスを借り上げる際に一部補助しています。平成26年度からは、最低利用人数の見直し（20人以上→11人以上）を図り、利用しやすい形に改めました。

【事業計画】《継続》

《太陽の丘循環バス》

- 循環バスは、通院時の利便性を確保しながら、コミュニティバスとしての機能を向上させる方向で検討を行います。
- バス待合環境の改善と併せ、停留所の設置やフリー乗車の実施など乗降環境の整備に努めるとともに、町民・行政・交通事業者が連携し、公共交通を継続的に維持改善していく体制を整えます。

《へき地患者輸送車》

- 利用実態にあった効率化を図るとともに、適宜、路線・停留所の見直しを行います。

《町有バス（スクールバス）》

- 利用実態にあった効率化を図るとともに、適宜、路線・停留所の見直しを行います。

《バス借り上げに対する助成》

- 借り上げバスに対する助成を継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和２年度 見込み	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
バス借り上げに対する助成	件数（件）	２	３１	３１	３１

2) 交通費助成制度の推進

【事業内容】

《肢体・言語・情緒障害児通園費補助》

機能回復訓練のため、機能回復訓練施設に通園する義務教育終了前の児童（介護者1名を含む。）に対し通園費の一部を補助することにより、児童福祉の増進を図ります。

《在宅精神障害回復者通所施設交通費助成》

在宅の精神障がい回復者が十勝管内の通所施設等に通所する際に要する交通費用を助成することにより、社会復帰を促進します。

【事業計画】《継続》

- 交通費助成制度を今後も継続するとともに、町民への制度の周知を図ります。

3) 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。原則として利用料の1割を負担いただきます。ただし、所得の状況に応じて支払う費用の上限額が定められています。

【事業計画】《継続》

- 移動支援事業を今後も継続するとともに、町民への制度の周知を図ります。

※各年度の整備量・事業量は第6期障がい福祉計画に記載

(3) 防災対策の推進

1) 防災に関する情報の提供

【事業計画】《新規》

- サービスや地域生活、地域活動に関する正しい情報を得られるよう、適切な時期に「広報ほんべつ」や「町ホームページ」などを活用した情報の提供に努めます。
- 危険な箇所や避難所に関する防災ガイドマップの更新を行い、防災への情報支援に努めます。
- 聴覚障がいのある人が災害時にいち早く情報を入手することできるよう、文字情報表示装置付き防災行政無線戸別受信機の設置を促進します。

2) 災害時要援護者避難支援体制の整備

【事業内容】

本町では3年ごとに避難行動要支援者の全体調査を行い、避難行動要支援者名簿の更新を行っています。

この調査結果に基づき、自治会との避難支援が必要な人についての協議を行い、自治会ごとに災害時要援護者及び避難時の支援協力員を定めた「災害時要援護者個別避難支援計画」を作成しています。

また、個人情報の共有に同意をいただいた全ての人（自力での避難が可能な人を含む）についても、「要援護者台帳」として登録し、自治会への情報提供を行っています。

この台帳には、多くの個人情報が記載されていることから、情報提供を行う際に自治会と町との間で「個人情報保護に関する協定書」を締結し、自治会内においても、規約等において「個人情報取扱方法」を定めていただく取組を進めています。

【事業計画】《継続》

- 65歳到達者や転入者など、「避難行動要支援台帳」及び「個別避難支援計画」の更新を毎年実施し、3年に1回の全体調査を行います。

- 個人情報の取り扱いについて、適正な管理を行っていただくため、自治会との協定書の締結、それぞれの自治会での個人情報取扱方法について定めていただくよう協議を進めます。
- 避難行動に支援が必要な人の情報を自治会や民生委員との間で共有し、個別支援計画の整備など、地域全体で災害時の避難支援体制づくりを進めます。
- 避難行動に支援が必要な人の特性に配慮した支援体制づくりを進めます。
- 避難行動に支援が必要な人の特性に配慮した支援体制を強化するため、サービス事業者等と連携し福祉車両等の提供体制の検討を進めます。

3) 福祉避難所の機能強化

【事業内容】

令和2年度の地域防災計画の見直しにより、「老人福祉センター」、「健康管理センター」、「総合ケアセンター」、「ふれあい交流館」、「勇足地区公民館」、「勇足生きがい館」、「仙美里地区公民館」の町営7公共施設、「あいの里交流センター」、「清流の里」、「ゆうあいの里」、「陽だまりの里」、「アメニティ本別」、「地域共生ホームきらり」の民間3事業所6施設、全体で13施設が福祉避難所に指定されています。

【事業計画】《継続》

- 福祉施設等と連携し、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の機能強化を図ります。また、福祉避難所において障がいのある人等の災害時要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制や備蓄資材の整備に努めます。

(4) 防犯対策の推進

【事業計画】《新規》

- 判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい障がいのある人の消費者トラブルを防ぐため、警察署との連携を図り、消費者被害など犯罪防止のための最新情報の発信に努めます。
- 障がいにより判断能力が不十分な人が犯罪被害等に遭わないよう、関係機関と連携しながら各種相談支援に努めます。

(5) 感染症対策の推進

【事業計画】《新規》

- 障がいのある人をはじめ町民や事業所に感染症対策に関する情報提供を行います。
- 町内の公共施設における感染症対策を推進します。
- 国が示す「新しい生活様式」に基づく「北海道スタイル」の普及啓発に努めます。
- 関係機関等と連携し、障がいの特性に応じた支援体制の整備を図るとともに、町内サービス事業者間の情報共有を図ります。
- 医療施設や介護施設と連携を図りながら、感染拡大の防止に努めます。

第2節 地域における生活支援の充実

《基本目標2》地域における生活支援の充実

1 相談支援と情報提供の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実

2 生活支援サービスの充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 地域の特性等に応じた福祉サービスの充実

3 保健と医療の提供

- (1) 健康保持と増進
- (2) 保健事業の充実
- (3) 適切な医療の提供

1 相談支援と情報提供の充実

(1) 相談支援体制の充実

1) 身近な相談支援体制の充実

【事業内容】

障がい者相談員を配置し、障がいのある人の身近な相談を実施します。

【事業計画】《継続》

- 障がい者相談員の設置を継続するとともに、障がいのある人の身近な相談窓口として周知を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者相談員の配置	回数(回)	1	1	1	1

2) 横断的チームによる支援

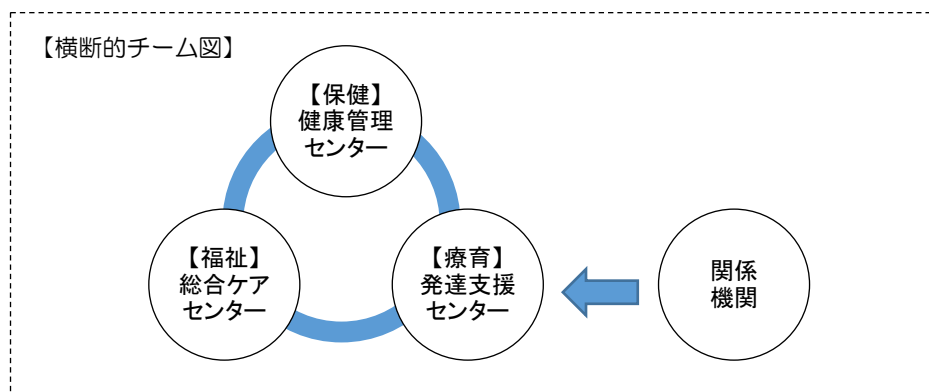
【事業内容】

障がいのある人の生活支援を行うため、福祉、保健、医療、療育の横断的チームにより総合的な相談、情報提供を行っています。

総合ケアセンター、健康管理センター、児童発達支援センターに寄せられた相談を横断的チームで情報を集約し課題を分析して支援を実施しています。

■横断的チームとは

福祉（総合ケアセンター）、保健（健康管理センター）、療育（児童発達支援センター）による横断的なサポートチーム。



【事業計画】《継続》

- 毎月定期会議を行い、情報の共有、複雑な課題を抱えるケースの支援検討を実施します。
- 相談窓口の周知を図り継続的な体制整備を図ります。
- 児童（療育）から成人、高齢期と継続的で包括的なライフサイクルでのサポート体制を確立するため相談連携体制の強化を図ります。（ワンストップ体制）

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
横断チームによる定期会議の 実施	回数（回）	12	12	12	12
	人数（人）	6	6	6	6
横断チームによる相談対応	件数（件）	143	150	150	150

3）ケアマネジメント体制の整備（計画相談支援）

【事業内容】

障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

【事業計画】《継続》

- サービス利用支援、継続サービス利用支援等の相談支援を継続して実施します。
- 障がいの状態や相談内容に応じた的確な対応を行えるよう、相談窓口と関係機関との間で情報共有を行うとともに連携強化を図ります。
- NPO法人等と専門的知識、技術の向上に努めながらケアマネジメント体制のあり方について検討を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援従事者 (ケアマネジャー)	人数(人)	2	2	2	2

(2) 情報提供の充実

1) 各種媒体を用いた情報発信

【事業内容】

広報ほんべつ、くらしの情報紙かけはし、社協だより、ホームページなどを活用し暮らしに必要な情報の発信を図っています。

また、本町の障がい福祉サービス利用ガイド「いっぽ」を関係機関・団体や相談来所者に配布しています。

【事業計画】《継続》

- 広報ほんべつ、くらしの情報紙かけはし、社協だより、ホームページによる情報発信の充実を図ります。
- 障がい関連法の改正に併せ、随時「いっぽ」の改訂を行うとともに分かりやすい内容を検討し、町民への周知を図りながら円滑に障がいサービスが利用できるよう情報提供を実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
「広報ほんべつ」による情報発信	回数 (回)	3	4	4	4
「くらしの情報紙かけはし」 による情報発信					
「社協だより」による情報発信					

2) 「障がい者手帳のてびき」の配布

【事業内容】

新規手帳所持者に「障がい者手帳のてびき」を配布し情報発信を行っています。

【事業計画】《継続》

- 「障がい者手帳のてびき」の内容を定期的に更新し、最新の情報をします。
- 新規手帳所持者に「障がい者手帳のてびき」を配布します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
「障がい者手帳のてびき」の配布	配布数 (回)	23	25	25	25

2 生活支援サービスの充実

(1) 福祉サービスの充実

1) 障がい福祉サービスの充実

【事業内容】

町内・町外事業所との連携により、障害者総合支援法に基づくサービスの安定的な提供を推進しています。

【事業計画】《統合・継続》

- 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスなど各種障がい福祉サービスの安定的な提供を推進します。
- 障がいのある人のニーズを把握し、町内及び圏域における障がい福祉サービスの充実に努めます。

※各年度の整備量・事業良見込みは第6期障がい福祉計画に記載

2) 補装具（購入費・修理費等）の支給

【事業内容】

身体に障がいのある人が身体機能を補い、日常生活などを容易にするための補装具（義手、義足、下肢装具、車いす、補聴器など）の購入費や修理費等の支給を行っています。

【事業計画】《継続》

- 制度に関する周知や相談支援を実施しながら、医療機関や北海道立心身障害者総合相談所等の関係機関と連携を図り、公平・公正な支給を行います。

(2) 地域の特性等に応じた福祉サービスの充実

1) 安心生活創造事業の推進

【事業内容】

「安心生活創造事業」は、社会福祉協議会あんしんサポートセンターへの事業委託により「あんしん訪問サービス」として実施しています。

一人暮らし高齢者や障がいのある人などの日常生活を支援するため、あんしん訪問員（あんしんサポーター）が定期的（週1～2回）に居宅を訪問し、見守りや買い物代行などを行うサービスです。

【事業計画】《継続》

- あんしんサポートセンターと地域包括支援センターや行政相談窓口との連携・情報共有を図り、日常生活支援が必要な障がいのある人等へのサービス提供を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
安心生活創造事業	実利用者数（人）	16	16	17	18
	訪問延回数（回）	360	360	370	380

2) 地域生活支援事業の推進

【事業内容】

障がいのある人や障がいのある児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施できる地域生活支援事業を実施しています。

本町ではコミュニケーション支援事業や日常生活用具給付事業などのほか、任意事業として日中一時支援事業や各種助成事業を実施しています。

【事業計画】《統合・継続》

- 現在実施している地域生活支援事業を継続するとともに、事業の安定的な提供を推進します。
- 障がいのある人や障がいのある児童のニーズを把握し、事業の充実に努めます。

※各年度の整備量・事業見込みは第6期障がい福祉計画に記載

3 保健と医療の提供

(1) 健康保持と増進

1) 健康づくりの普及・啓発

【事業内容】

健康教室開設時や地域サロンなどで健康づくりについての正しい知識の普及・啓発を行っています。

また、障がいのある人やその家族に保健指導等を行い、健康の保持・増進を図っています。

【事業計画】《継続》

- 健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を継続します。
- 保健指導による健康の保持・増進を継続します。

2) 障がいの原因となる疾病等の予防

【事業内容】

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

【事業計画】《新規》

- 妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など、子育て支援や母子保健活動の充実に努めます。
- 生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命を延伸するため生活習慣の改善を促進するとともに、健診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。

3) 精神保健医療の充実

【事業内容】

医療受診の相談をはじめ精神科病院、サテライトクリニック、保健所との連携を図り継続的な治療のための支援を行っています。

また、心の健康に対する相談・カウンセリング（こころの“ほっと”相談）を実施し、心の健康に悩む人の相談を受け付けています。

なお、精神保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）については、申請の窓口となり手続きの支援を行っています。支給の決定は北海道が行います。

【事業計画】《継続》

- 医療、保健機関との連携を図ります。
- 心の健康に対する相談・カウンセリング（心の“ほっと”相談）を継続するとともに、関係機関との連携を図ります。
- 精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の申請・手続きを実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心の“ほっと”相談の実施	相談件数 (件)	24	24	24	24

(2) 保健事業の充実

1) 母子保健事業の推進

①新生児訪問・産婦訪問の実施

【事業内容】

お子さんが生まれ、自宅に戻って間もない時期に疾病やどこか変わったところがある様子を早期に発見することを目的に、保健師が新生児訪問・産婦訪問を実施します。

【事業計画】《継続》

- 新生児訪問・産婦訪問を継続し、発達の確認や育児相談などの子育て支援を行います。

②産後ケア事業の実施

【事業内容】

出産後の母親の身体的回復と心理的安定の促進、お子さんの状況に応じた育児指導を行う

ことを目的に、必要と認められる人に対して、助産師による訪問や産科医療機関への通所により育児サポートを行う事業です。

【事業計画】《新規》

- 心身の不調や育児不安等を抱えている母子を早期に発見し、心身のケアと育児サポートを行う産後ケア事業の実施を検討します。

③乳幼児健康診査の実施

【事業内容】

月齢に応じた乳幼児期の健全な発育・発達状態、養育状況を確認するため、4か月児、7か月児、12か月児を対象に健診を行い、妊産婦や乳幼児、家族に対する育児支援を行います。
1歳6か月児、2歳児、3歳児に健康診査を実施し、発達・発育状況を確認し疾病や障がいが発見された場合には適切な医療や保育を受けることができるよう支援を行っています。

【事業計画】《継続》

- 重層的な連携による健診体制を継続し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。
- 健康管理センターを中心に、子育て支援センター、児童発達支援センター保育士の連携により早期発見体制とサポートの強化に努めます。

2) 成人保健事業の推進

①健診・検診の推進

【事業内容】

基本健康診査や各種がん検診、脳ドックなど、疾病の早期発見・治療のため健康診査を実施しています。

健診ガイドブックの作成・配布、未受診者を対象とした受診勧奨を行っています。また、年間を通して受診できる体制や通院先から情報提供される体制をとり、受診率の向上を図っています。

【事業計画】《継続》

- 希望する対象者が漏れなく健診を受けられるよう周知を行います。
- がん検診受診率向上のため、周知・啓発活動を行います。

ア がん検診

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
胃がん検診	受診者数 (人)	310	330	330	330
大腸がん検診		430	450	450	450
肺がん検診		600	600	600	600
子宮がん検診		220	230	230	230
乳がん検診		170	180	180	180

イ その他の検診

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
脳ドック	受診者数 (人)	120	130	130	130

(3) 適切な医療の提供

1) 在宅で医療を受けるための支援

【事業内容】

国保病院の地域連携室をはじめとする医療機関や保健所との連携を図り、継続的な治療と地域における支援を行っています。

また、自宅で安心して医療を受けられる体制として訪問看護サービスが整備されています。

【事業計画】《統合・継続》

- 地域連携室など医療機関との連携強化を図り、障がいのある人が適切な医療を受けることができるよう支援します。
- 訪問看護サービスの安定的な提供を推進します。

2) リハビリテーションの推進

【事業内容】

機能維持や機能障がいの軽減を図る上で重要なリハビリテーションの推進を図っています。

【事業計画】《継続》

- 町内外の医療機関と連携を図り、リハビリテーションの推進を図ります。

3) 難病患者への支援充実と連携

【事業内容】

障害者総合支援法の対象とされた難病等である人に対する地域の支援体制づくりを行います。

また、保健所との連携を図りながら在宅の難病患者の療養を支援します。

【事業計画】《継続》

- 障がい福祉サービスの対象となる疾病の拡大等、制度改正の周知、啓発を推進します。
- 在宅の難病患者やその家族に対し、日常生活に係る相談支援を実施します。

4) 治療継続のための支援

【事業内容】

自立支援医療や重度心身障害者医療費助成など各種医療制度の情報提供と活用を勧め、治

療を継続的に受けられるように支援します。

【事業計画】《継続》

- 各制度の情報提供と活用を勧め、治療を継続的に受けられるよう支援します。

第3節 自立と社会参加の促進

《基本目標3》 自立と社会参加の促進

1 療育・教育の充実

- (1) 療育・発達支援体制の充実
- (2) 学校教育の充実

2 就労支援の充実

- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 福祉的就労の促進

3 スポーツ・文化活動の促進

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の促進
- (2) 文化活動の促進

1 療育・教育の充実

(1) 療育・発達支援体制の充実

1) 児童発達支援センター「よつば」の機能強化

【事業内容】

地域における療育体制の確立を図るため、平成29年10月1日から本別町児童発達支援センター（通称：よつば）を開設しました。よつばでは、相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援の機能を提供し、障がいのある児童の療育・発達支援を行っています。

【事業計画】《統合・継続》

- よつばにおける支援機能を強化するため、療育スタッフの専門的知識、技術の向上に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、相談機能の充実とコーディネート機能の強化に努めます。
- リハビリテーション専門職との連携による支援を継続します。
- 相談機能や情報提供等を通じて療育に関する啓発活動を推進します。

※各年度の整備量・事業見込みは第2期障がい児福祉計画に記載

2) 重度心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の検討

【事業内容】

国の基本指針では、障害児支援の提供体制の整備の中で、以下の目標を掲げています。

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保

- ・医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

これまで、本町ではこれらの取組に対する検討が進んでいない状況にあります。

【事業計画】《統合・継続》

- 重度心身障がい児のニーズを把握し発達支援事業所の確保が必要かどうか検討を行います。
- 既存の協議の場を活用し医療的ケア児の支援体制について検討を行います。

（２）学校教育の充実

１）特別支援教育の推進

【事業内容】

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を行うため、充実した環境を整備します。

【事業計画】《継続》

- 特別教育支援員を配置し、教員と連携をとりながら障がいのある児童・生徒に適切な指導を図ります。
- 発達段階や障がいの状態を把握し、教育課程の工夫・改善に努めます。
- 子どもの障がい特性に配慮した施設の整備に努めます。
- 個別的教育支援計画を作成し、幼児期から学齢期、進学や卒業後の就労支援などの節目においても継続した支援が展開できるように、保健、医療、福祉、教育、サービス事業者等関係機関の連携を進めます。
- 学校内においては特別支援コーディネーターが中心となり、教員の特別支援教育に関する専門性を深め、支援を充実させます。

２）進路選択への支援

【事業内容】

障がいのある児童・生徒がニーズに応じた進路選択ができるよう、関係機関等と連携して支援を行います。

教育課程を終了した後も、関連機関と連携し就労支援、福祉サービス利用支援等を行います。

【事業計画】《継続》

- 児童・生徒のニーズ把握及び本人の意向に沿った進路選択に向けて、関係機関との連携を今後も継続します。

3) 発達障がいへの適切な支援

【事業計画】《新規》

- 学校教育における発達障がいに関する共通理解を深めるため、保健、医療、福祉、教育、サービス事業者等が一体となり支援に努めます。
- 発達障がいに関する地域の理解を得るため、保護者や町民に対する啓発に取り組みます。

2 就労支援の充実

(1) 障がい者雇用の促進

1) 就労支援の拠点づくりに向けた検討

【事業内容】

障がいのある人への就労支援を促進するため、本町では情報提供、相談支援、就労後のフォローまで一貫した就労支援の拠点づくりに向けた検討を進めてきました。

現時点では就労支援の拠点の設置には至っていない状況ですが、障がいのある人の社会参加や経済的基盤の構築を支援するためには、就労支援は今後も充実を図っていく必要があると考えられます。

【事業計画】《継続》

- 就労への意欲確認から始まり、情報提供、相談支援、就労後のフォローまで一貫した就労支援体制の整備に向けた検討を進めます。
- 関係機関や企業等との連携・協働により、障がいのある人の就労機会の拡大に向けた仕組みづくりを進めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労支援の拠点づくり	設置/未設置	未設置	検討	検討	設置

2) 一般就労の推進

①「就労セミナー」の開催支援

【事業内容】

障がいのある人の一般就労を支援するため、十勝障がい者就労・生活支援センター「だいち」が実施する「就労セミナー」の開催を支援します。

【事業計画】《継続》

- 「就労セミナー」の周知など開催を支援します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
「就労セミナー」の 開催・周知	回数（回）	0	1	1	1

②ジョブコーチとの連携による就労支援

【事業内容】

障がいのある人が自分の特性に合った仕事ができるように就職活動を支援したり、仕事に慣れるために障がいのある人に付き添って支援を行うジョブコーチとの連携強化を図り、一般就労等支援を行います。

【事業計画】《継続》

- ジョブコーチと連携した一般就労等支援体制を継続するとともに、ジョブコーチの育成を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ジョブコーチとの連携 による就労支援	人数（人）	0	1	1	1
ジョブコーチの人数	人数（人）	1	1	1	1

3) 法定雇用率制度の周知

【事業計画】《新規》

- 町内企業等に対して法定雇用率制度の周知を図るとともに、厳正な運用を関係機関に働きかけ、連携・協働を重視しながら、障がいのある人の就労機会の拡大に向けた取組を推進します。
- 役場等の職員採用では、法定雇用率の達成義務を果たします。

4) 農福商連携の推進

【事業計画】《新規》

- 障がいのある人が本別で働き、本別で安心して暮らしていくことができるよう、農業、福祉、商業分野が一体となった農福商連携事業の充実を図ります。
- 農福商連携推進会議を開催しながら、障がいのある人の新たな就労の場確保に向けて、様々な取組を展開します。

(2) 福祉的就労の促進

1) 就労支援サービスの充実

【事業計画】《新規》

- 一般就労が困難な障がいのある人に対して「就労継続支援B型事業所」等の利用を通じて、就労の機会や生産活動の場が提供されるよう支援します。

2) 優先調達の推進

【事業計画】《新規》

- 「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき令和元年5月に策定した「本別町における障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針」を推進します。

3 スポーツ・文化活動の促進

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

【事業内容】

障がいのある人が生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、活動への参加を支援するとともに、各機関との連携によりスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っています。

【事業計画】《継続》

- 健康の維持・増進、体力づくりなどの活動を通じて、交流・仲間づくりを促進します。
- 情報提供を行うとともに参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 文化活動の促進

【事業内容】

本町では障がいのある人もない人も生涯を通じて学び、成長することができるよう、文化関係団体と連携を図りながら芸術・文化活動メニューの充実に努めてきました。これら文化活動に障がいのある人が参加する場合には必要に応じて支援を行っています。

【事業計画】《継続》

- 障がいのある人の文化活動の参加促進に向けて、生涯学習活動やサークルなどの情報提供を行うとともに参加しやすい環境づくりに努めます。

第3編 第6期障がい福祉計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に定めるサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。

「自立支援給付」は、障がいのある人の障害支援区分や勘案事項等を踏まえ個別に支給決定が行われる「介護給付」「訓練等給付」等があります。また、「地域生活支援事業」は市町村の創意工夫によって利用者の実情に応じて柔軟に実施されます。

サービスを利用する際は、利用者一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、これに基づいてサービスが提供されます。

■障がいのある人を対象としたサービスの概要



第2節 障がい福祉サービスの概要

1 介護給付

サービス名	サービスの概要
居宅介護	居宅における入浴、排泄、食事の介護など生活全般にわたり、ホームヘルパーが訪問により支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
行動援護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

2 訓練等給付

サービス名	サービスの概要
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスも提供します。

3 相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	●サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成。 支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行い、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人に地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への動向支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
自立生活援助	施設、グループホーム、病院などの退所（退院）した障がいのある人が、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

4 地域活動支援事業

①必須事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援	障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、そのご家族、地域の住民等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

事業名	事業の概要
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳や要約筆記などを行う人を派遣し、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る支援を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人たちに対し、自立した日常生活を支援するための用具を貸与・給付します。また、住環境の改善を必要とする場合、改修工事費を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人たちに対し、社会生活上必要不可欠な外出などの際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	障がいのある人たちに創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。

②任意事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人たちの日中における活動の場を提供するとともに、見守りや日常的な訓練等の支援を行います。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障がいのある人について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の地域での自立した生活の推進を図ります。
肢体、言語、情緒障がい児通園費補助事業	機能回復訓練のため、機能回復訓練施設に通園する義務教育終了前の児童入所児（介護者 1 名を含む。）に対し通園費の一部を補助することにより、児童福祉の増進を図ります。
在宅精神障がい回復者通所施設交通費助成事業	在宅の精神障がい回復者が十勝管内の通所施設等に通所するに要する交通費用を助成することにより、社会復帰を促進します。
自動車改造費助成事業	身体に障がいのある人の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要する経費の一部を助成します。

第2章 第5期障がい福祉計画の実施状況

第1節 令和2年度における数値目標の達成状況

1 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	目 標	実績(見込)	備 考
平成28年度末時点の施設入所者数	—	26 人	平成28年度末時点の施設に入所している障がいのある人の数
地域生活移行者数（人数）	1 人	0 人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
令和2年度末における施設入所者数	25 人	24 人	令和2年度末時点での施設入所者見込数
施設入所者数の削減数（人数）	1 人	2 人	令和2年度末時点での施設入所者の削減目標（見込）数

2 障がい福祉施設から一般就労への移行目標

項 目	目 標	実績(見込)	備 考
平成28年度の一般就労移行者数	—	0 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和2年度の一般就労移行者数	1 人	0 人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数。一般就労移行者数の推移を勘案して設定

3 地域生活支援拠点等の整備

項 目	目 標	実績	備 考
令和2年度末の地域生活支援拠点等の整備数	継続	継続	総合ケアセンターに設置

第2節 障がい福祉サービスの利用実績

1 訪問系サービス

■訪問系サービスの利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	計画	利用量（時間）	27	27	27
	実績（見込）	利用量（時間）	45	24	28

2 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
療養介護	計画	利用者数（人）	7	7	7
	実績（見込）		7	7	7
生活介護	計画	利用者数（人）	25	25	25
		利用量（人日）	550	550	550
	実績（見込）	利用者数（人）	26	27	25
		利用量（人日）	421	416	373
自立訓練（機能訓練）	計画	利用者数（人）	—	—	—
		利用量（人日）	—	—	—
	実績（見込）	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	計画	利用者数（人）	—	—	—
		利用量（人日）	—	—	—
	実績（見込）	利用者数（人）	0	1	1
		利用量（人日）	0	22	22
宿泊型自立訓練	計画	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	30	30	30
	実績（見込）	利用者数（人）	1	1	0
		利用量（人日）	30	30	0
就労移行支援	計画	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	30	30	30
	実績（見込）	利用者数（人）	0	0	1
		利用量（人日）	0	0	11

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
就労継続支援（A 型）	計画	利用者数（人）	5	5	5
		利用量（人日）	110	110	110
	実績（見込）	利用者数（人）	1	2	0
		利用量（人日）	12	20	0
就労継続支援（B 型）	計画	利用者数（人）	37	37	37
		利用量（人日）	814	814	814
	実績（見込）	利用者数（人）	40	46	45
		利用量（人日）	644	818	836
就労定着支援	計画	利用者数（人）	—	—	—
	実績（見込）		0	0	0
短期入所（福祉型）	計画	利用者数（人）	5	5	5
		利用量（人日）	30	30	30
	実績（見込）	利用者数（人）	2	2	2
		利用量（人日）	36	23	34
短期入所（医療型）	計画	利用者数（人）	—	—	—
		利用量（人日）	—	—	—
	実績（見込）	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0

※月間の実利用者数及び年間利用量の合計

3 居住系サービス

■居住系サービスの利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
自立生活援助	計画	利用者数（人）	—	—	—
	実績（見込）		0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	計画		16	24	32
	実績（見込）		16	22	23
施設入所支援	計画		28	27	24
	実績（見込）		26	26	24

※月間の実利用者数

4 相談支援サービス

■相談支援の利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
計画相談支援	計画	事業所数（事業所）	1	1	2
		相談支援従事者（人）	1	1	2
	実績（見込）	事業所数（事業所）	1	1	1
		相談支援従事者（人）	1	1	1
		実利用者数（人）	30	34	37
地域移行支援	計画	事業所数（事業所）	1	1	1
		相談支援従事者（人）	1	1	1
	実績（見込）	事業所数（事業所）	1	1	1
		相談支援従事者（人）	1	1	1
		実利用者数（人）	0	0	0
地域定着支援	計画	事業所数（事業所）	1	1	1
		相談支援従事者（人）	1	1	1
	実績（見込）	事業所数（事業所）	1	1	1
		相談支援従事者（人）	1	1	1
		実利用者数（人）	0	0	0

※実利用者数は月あたりの平均人数

5 補装具

■補装具の購入・修理実績

補装具種類	計画/実績	平成 30 年度～令和 2 年度	
		購入	修理
装具	計画	2	1
	実績（見込）	8	4
座位保持装置	計画	1	1
	実績（見込）	0	1
補聴器	計画	3	1
	実績（見込）	15	2
車いす（備品含む）	計画	2	1
	実績（見込）	1	6
座位保持椅子	計画	1	1
	実績（見込）	0	1

補装具種類	計画/実績	平成 30 年度～令和 2 年度	
		購入	修理
歩行補助杖	計画	1	1
	実績(見込)	0	0
眼鏡	計画	1	1
	実績(見込)	0	0
盲人杖安全杖	計画	1	1
	実績(見込)	1	0

第3節 地域生活支援事業の実績

1 必須事業

■事業の実施状況

事業名	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施有無	－	－	－
	実績(見込)		実施	実施	実施
自発的活動支援事業	計画	実施有無	－	－	－
	実績(見込)		未実施	未実施	未実施
相談支援事業			－		
障害者相談支援事業	計画	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
	実績(見込)		0	0	0
基幹相談支援センター	計画	設置有無	－	－	－
	実績(見込)		未設置	未設置	未設置
市町村相談支援事業機能 強化事業	計画	実施有無	－	－	－
	実績(見込)		未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	計画	実施有無	－	－	－
	実績(見込)		未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	計画	実利用者数 (人)	1	1	1
	実績(見込)		0	0	0
成年後見制度法人後見支援 事業	計画	実施有無	－	－	－
	実績(見込)		0	0	0
意思疎通支援事業			－		
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	計画	実利用者数 (人)	1	1	1
	実績(見込)		0	0	0
手話通訳者設置事業	計画	設置者数 (人)	－	－	－
	実績(見込)		0	0	0

事業名	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
日常生活用具給付等事業			—		
介護・訓練支援用具	計画	給付件数（件）	1	1	1
	実績（見込）		0	0	0
自立生活支援用具	計画		5	5	5
	実績（見込）		0	1	0
在宅療養等支援用具	計画		1	1	1
	実績（見込）		1	0	0
情報・意思疎通支援用具	計画		1	1	1
	実績（見込）		0	0	0
排泄管理支援用具	計画		320	320	320
	実績（見込）		148	135	141
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	計画		1	1	1
	実績（見込）		0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	計画	登録者数（人）	—	—	—
	実績（見込）		0	0	0
移動支援事業	計画	事業箇所数 （箇所）	2	2	2
		実利用者数（人）	6	6	6
	実績 （見込）	事業箇所数 （箇所）	2	2	2
		実利用者数（人）	5	5	5
		延利用時間 （時間）	1, 675	1, 518	1, 500
地域活動支援センター事業 （自市町村所在分）	計画	箇所数（箇所）	1	1	1
		実利用者数 （人）	2	2	2
	実績 （見込）	箇所数（箇所）	1	0	0
		実利用者数 （人）	1	0	0
地域活動支援センター事業 （他市町村所在分）	計画	箇所数（箇所）	—	—	—
		実利用者数 （人）	—	—	—
	実績 （見込）	箇所数（箇所）	1	1	1
		実利用者数 （人）	1	2	2

2 任意事業

■事業の実施状況

事業名	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
更生訓練費給付事業	計画	給付件数（件）	1	1	1
	実績(見込)		0	0	0
日中一時支援事業	計画	実利用者数 （人）	9	9	9
	実績(見込)		6	5	4
生活サポート事業	計画	実利用者数 （人）	2	2	2
	実績(見込)		0	0	0
自動車改造費助成事業	計画	助成件数（件）	—	—	—
	実績(見込)		0	0	0

第3章 計画の基本的考え方

第1節 国の基本指針における基本理念

1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加を実現するため障がい福祉サービスの整備を進めます。

2 市町村を主体とした一元的な障がい福祉サービスの実施

実施主体を市町村とし、身体・知的・精神の障がいに係る障がい福祉サービス等の充実を図ります。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいについては、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその周知を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、生活継続の支援、就労支援等のサービス提供体制の整備

地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によりインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

6 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

7 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援を行う必要があります。

そのため、障がいのある人がスポーツ・レクリエーションに親しむとともに、文化・芸術を楽しむ機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第2節 障がい福祉計画における考え方

1 障がい福祉サービスに関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の方向性を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画的な整備を図ります。

（1）サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、課題の検討、情報共有を行います。

（3）障がい者就労の促進

障がいのある人が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいをもてるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

(4) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の機能充実

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、本町に整備している地域生活支援拠点の機能充実を進めるとともに、運用状況の検証及び検討を行います。

2 相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談体制の充実・強化に取り組みます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、横断的チームや本別町障害者自立支援協議会において関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

3 サービスの質の向上に関する基本的考え方

近年の障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を推進します。

第4章 成果目標とサービス見込量

第1節 令和5年度の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度末の施設入所者数（A）	26人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度までの地域生活移行者数（B）	1人	（A）のうち6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和5年度までの削減見込（C）	1人	（A）のうち1.6%以上削減することを基本とする。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（1）精神障がいのある人の地域移行支援等の利用者数

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	共同生活援助の利用者数	4人	4人	4人

（2）保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	9人	9人	9人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	地域生活支援拠点 ⁴ の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1回	1回	1回

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.27倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

(2) 就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.30倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

(3) 就労継続支援事業（B型）から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	2人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	2人	（A）の1.23倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

(4) 就労定着支援事業の利用者数

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	1人	令和5年度における、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者のうち70%以上をめざす。

※4 地域生活支援拠点

障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められます。

5 相談体制の充実・強化等

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有

6 障がい福祉サービスの質の向上のための取組

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人

第2節 サービスの見込量と確保の方策

1 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援について過去3年間の利用者数、利用時間を基礎として見込んでいます。

■訪問系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	4	5	5	5
	利用量（時間）	28	50	50	50

※令和2年度は見込み。

【見込量確保の方策】

- 障がい及び難病患者に共通の制度でサービスが提供されることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービス充実に努めます。
- 障害者介護給付費の支給に関する審査会の意見や障害支援区分、生活環境等を勘案しつつ、利用者の自立した生活をめざした適切なサービスの提供に努めます。

2 日中活動系サービス

過去3年間の利用者数及び利用日数を基礎とし、今後のニーズを見込んで設定しています。

■日中活動系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	実利用者数（人）	7	7	7	7
生活介護	実利用者数（人）	25	26	26	26
	利用量（人日）	373	585	585	585
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	1	1	1	1
	利用量（人日）	22	22	22	22
宿泊型自立訓練	実利用者数（人）	0	1	1	1
	利用量（人日）	0	30	30	30
就労移行支援	実利用者数（人）	1	1	1	1
	利用量（人日）	11	22	22	22

サービス名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援（A型）	実利用者数（人）	0	1	1	2
	利用量（人日）	0	22	22	44
就労継続支援（B型）	実利用者数（人）	45	47	48	49
	利用量（人日）	836	934	954	974
就労定着支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	2	2	2	2
	利用量（人日）	17	20	20	20
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人が地域で安心できる生活を送り、地域生活への移行を推進するために、引き続き日中活動の場の確保に努めます。
- 本別町障害者自立支援協議会等を通じて、学校、福祉施設、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により、職場の開拓、個々の障がいのある人に応じた支援計画の策定等、就職・職場定着の支援を推進します。

3 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所・入院から地域生活への移行を進めます。

■居住系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	実利用者数（人）	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	実利用者数（人）	23	24	25	27
施設入所支援	実利用者数（人）	24	24	24	23

※令和2年度は見込み。

【見込量確保の方策】

- 共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者の地域移行や退院可能な精神障がいのある人の動向、介護者の高齢化などを注視しながら、施設の設立や空き情報を収集し速やかに情報提供します。
- 施設入所については、真に必要な人が利用できるよう、入所希望者の状況を把握し、施設の情報収集に努めます。

4 相談支援

個別給付の対象となっている計画相談支援及び地域相談支援についてサービス見込量を設定しています。計画相談支援については、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数を基に見込んでいます。

■相談支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	実利用者数（人）	37	40	42	44
地域移行支援	実利用者数（人）	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み。

【見込量確保の方策】

- サービス利用支援により、真に必要なサービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援（モニタリング）の実施に努めます。
- 相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

過去3年間の事業実績から令和3年度以降の利用を見込んでいます。

■必須事業の実績と見込み（年間）

事業名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業		—			
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	未設置	未設置	未設置	未設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数（人）	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業		—			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業		—			
介護・訓練支援用具	給付件数（件）	0	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数（件）	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	0	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数（件）	141	150	150	150
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数（件）	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録者数（人）	0	0	0	0
移動支援事業	実利用者数（人）	5	5	5	5
	利用量（時間/年）	1,500	1,600	1,600	1,600
地域活動支援センター（自市町村所在分）	設置数（箇所）	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0
地域活動支援センター（他市町村所在分）	設置数（箇所）	1	1	1	1
	実利用者数（人）	2	2	2	2

※令和2年度は見込み。

【見込量確保の方策】

- 本町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。
- 本別町障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、相談支援体制の整備を図りながら障がいのある人が自立した地域生活を営むことができるように必要な事業の実施を図ります。

(2) 任意事業

過去3年間の事業実績から令和3年度以降の利用を見込んでいます。

■任意事業の実績と見込量（年間）

事業名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	実利用者数（人）	4	4	4	4
生活サポート事業	実利用者数（人）	0	1	1	1
肢体、言語、情緒障がい 児通園費補助事業	助成件数（件）	0	1	1	1
在宅精神障がい回復者通 所施設交通費助成事業	助成件数（件）	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	助成件数（件）	0	1	1	1

※令和2年度は見込み。

【見込量確保の方策】

- 本町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。

第4編 第2期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的

本町では、「発達にちょっと気になる」お子さんに対し、それぞれの部署において、積極的に早期発見・早期療育に努め、保健・医療機関、児童相談所、教育機関、福祉・療育機関などの関係機関と協働して支援に取り組んできました。しかし、近年の発達に関するニーズの多様化や社会状況の変化に伴い、保育現場や教育現場、地域社会においても発達に関する相談と療育支援は増加傾向となっております。

このような状況において、子どもたちが健やかに成長し、その家族が地域で安心して暮らすことができるよう、重層的な支援体制の構築が必要となります。

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする本計画では『誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる「自立」と「共生」の社会の実現』を基本理念として障がいサポート体制の構築をめざし、サービス見込量や確保方策等について定めることとします。

第2節 児童を対象としたサービスの種類と体系

①通所・入所支援体系

市 町 村		
障害児通所支援	児童発達支援	発達に心配のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。 児童発達支援センターと児童発達支援事業の2種類があります。
	医療型児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の支援の拠点として、「地域で生活する児童や家族への支援」「地域の児童を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 通所利用の発達に心配のある児童に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の児童、今後利用する予定の児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な児童に対し居宅を訪問して日常生活における基本的な動作指導、知識技術の付与の支援を行います。

都 道 府 県		
障害児通所支援	福祉型障害児入所施設	従来の施設と同等の支援を確保するとともに、その状態に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。 18 歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。 *重症心身障害児施設は、重症心身障がい特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。 *現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満 20 歳に達するまで利用することができます。
	医療型障害児入所施設	

②相談支援

市 町 村		
相談支援	居宅サービス	指定特定相談支援事業者 ●計画相談支援（個別給付） ①サービス利用支援 ②継続サービス利用支援 ●基本相談支援（児童やその保護者等からの相談）
	通所サービス	障害児相談支援事業者 ●障害児相談支援（個別給付） ①障害児支援利用援助 ②継続障害児支援利用援助

第2章 第1期障がい児福祉計画の実施状況

第1節 目標の達成状況

1 本別町児童発達支援センター「よつば」の機能強化

平成29年10月に療育の中核機関としてスタートした児童発達支援センター「よつば」では、障害児通所支援のうち児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供し、その利用も進んでいる状況にあります。

「よつば」の機能強化に関しては、第1期計画では下記の4項目を設定していました。

- ・療育担当スタッフの知識と技術の向上
- ・リハビリテーション専門職派遣事業の実施
- ・療育相談体制の構築
- ・コーディネート機能の強化

第1期計画期間中では研修等を通じてスタッフの知識と技術の向上を図っており、療育相談体制の構築についても一定の成果を挙げていると考えています。また、知識と技術の向上や療育相談体制の構築によりコーディネート機能についても強化が図られてきています。

2 保育所等訪問支援の実施

保育所等訪問支援は本別町児童発達支援センター「よつば」で提供されており、サービスの周知活動及び関係機関との連携等に平成30年度～令和2年度で30人超の利用がある状況です。

今後も保育所等訪問支援を継続し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供することで保育所等の安定した利用を促進します。

3 重度心身障がい児を支援する発達支援事業所の確保

第1期計画では、重度心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの必要性についての検討を行うとしていましたが、想定通りに検討は進みませんでした。

今後は町内に在住する重度心身障がい児やその保護者の意向等を勘案しながら、本別町障害者自立支援協議会等で検討を進めることとします。

4 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

第1期計画では、自立支援協議会を活用しながら医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を行うとしていましたが、設置には至りませんでした。

また、重度の障がい等により外出が困難な児童に対し、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービスの実施について検討を行うとしていましたが、想定通りには検討が進みませんでした。

今後も医療的ケア児支援のための協議の場及び居宅訪問型児童発達支援の必要性について検討を行う必要があります。

5 ライフステージごとの切れ目ない支援

新生児訪問・産婦訪問や乳幼児健康診査を通じて、疾病や発達の遅れなどの早期発見に努めてきたほか、「よつば」で提供している障害児通所支援、障害児相談支援を通じて支援を行ってきました。

就学後は、児童の状況や保護者の意向等を勘案して特別支援教育を提供しているほか、就学前の支援の状況などについて関係機関の間で情報共有を行い、切れ目のない支援を進めてきました。

第2節 障がい児福祉サービスの利用実績

(1) 障害児通所支援

■障害児通所支援の利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
児童発達支援	計画	利用者数（人）	15	20	22
		利用量（人日）	60	80	88
	実績 （見込）	利用者数（人）	8	3	5
		利用量（人日）	32	12	25
医療型児童発達支援	計画	利用者数（人）	—	—	—
		利用量（人日）	—	—	—
	実績 （見込）	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	利用者数（人）	15	20	22
		利用量（人日）	60	80	88
	実績 （見込）	利用者数（人）	24	28	28
		利用量（人日）	96	112	112
保育所等訪問支援	計画	利用者数（人）	30	30	30
		利用量（人日）	340	340	340
	実績 （見込）	利用者数（人）	33	31	33
		利用量（人日）	33	31	33
居宅訪問型児童発達支援	計画	利用者数（人）	—	—	—
		利用量（人日）	—	—	—
	実績 （見込）	利用者数（人）	—	—	—
		利用量（人日）	—	—	—

(2) 障害児相談支援

■障害児相談支援の利用実績（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
計画相談支援	計画	利用者数（人）	30	33	35
	実績（見込）		33	31	33

第3章 計画の基本的考え方

第1節 国の基本指針における基本理念

1 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

2 ライフステージに応じた支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

3 医療的ニーズへの対応

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

第2節 障がい福祉計画における考え方

障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスの充実を推進するとともに、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障害児相談支援サービスの充実を図ります。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保に努めます。

第4章 成果目標とサービス見込量

第1節 令和5年度の成果目標

1 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和5年度末の児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
	令和5年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	1箇所	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 主に重症心身障がい児を支援する体制の整備

重症心身障がい児への支援に関しては、相談支援を中心とした支援を行うとともに、サービスの利用においては町内及び圏域における関係機関との連携により対応を行います。

3 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無	設置	設置	設置

第2節 サービスの見込量と確保の方策

1 障害児通所支援

これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

■障害児通所支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	実利用者数 （人）	5	6	6	6
	利用量（人日）	25	30	30	30
医療型児童発達支援	実利用者数 （人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数 （人）	28	28	29	30
	利用量（人日）	112	112	116	120
保育所等訪問支援	実利用者数 （人）	33	33	33	33
	利用量（人日）	33	33	33	33
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 （人）	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0

※令和2年度は見込み。

【見込量確保の方策】

- 本別町児童発達支援センター「よつば」が提供する「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」で見込量の確保を図ります。
- 療育担当スタッフの知識と技術の向上を図り、より質の高い療育を提供できるよう努めます。

2 障害児相談支援

障害児相談支援は、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数を基に見込んでいます。

■障害児相談支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	実利用者数 （人）	33	33	33	33

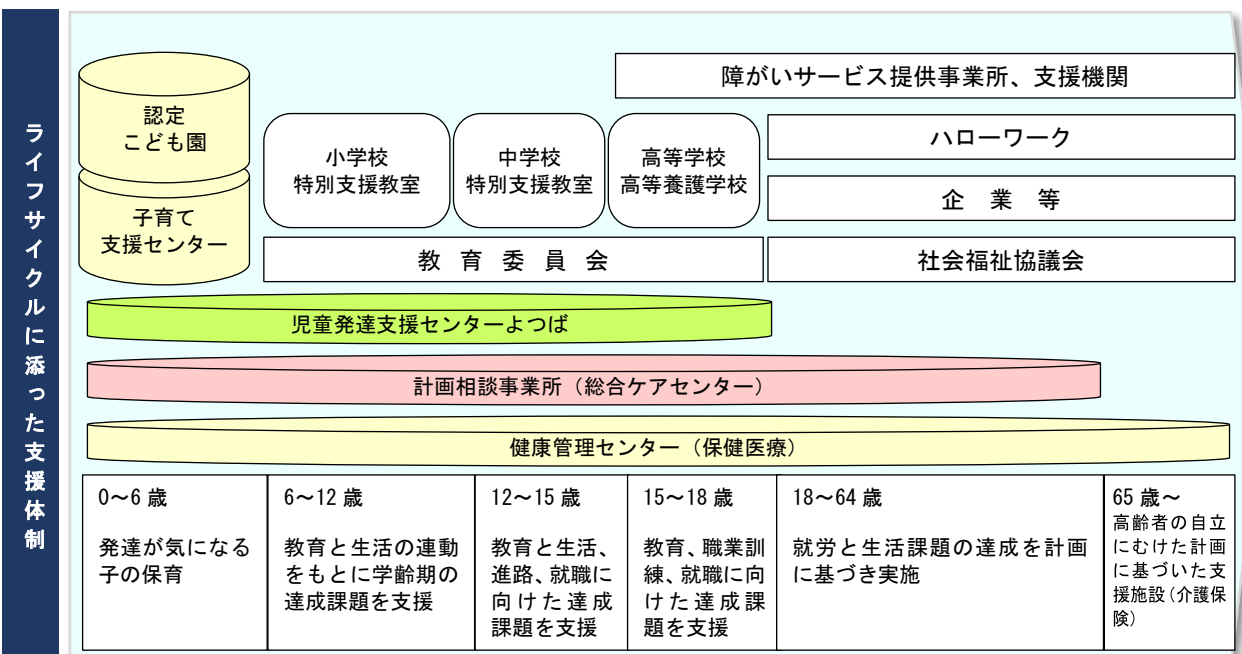
※令和2年度は見込み。

○発達に不安や障がいのある児童とその保護者が、気軽にいつでも相談できるようより身近な相談サービスの提供に努めます。

資料編

1 生涯サポート体制

ライフサイクル	0 歳	6 歳	12 歳	15 歳	18 歳	20 歳	65 歳
	乳幼児期	学齢期			成人期		高齢期
保健・医療	早期発見（各種健診等）・早期療育・健康保持と増進・精神保健・各種教室等事業など						
	重度障害者医療費助成制度						
保育・療育・日中活動支援	自立支援医療	育成医療			更生医療		
		精神通院医療					
	幼保連携保育				■就労支援事業（A型・B型） ■地域活動支援センター ☐ 生活介護 ☐ 自立訓練 ☐ 一般就労		
	児童発達支援（個別・集団の療育指導）						
	子育て支援センター事業						
	＜在宅生活や社会参加に対する支援＞ ■居宅介護 ■短期入所 ■補装具 ■日常生活用具給付 ■移動支援 など						
	■身体障害者手帳			■療育手帳			
				■精神保健福祉手帳			
	■障害児入所支援			■施設入所支援 ■グループホーム等			
	経済的支援	■特別児童扶養手当 ■障害児福祉手当			■障害年金 ■特別障害者手当		



2 策定経過

年月日	内 容
令和2年6月4日	第1回本別町障害者自立支援協議会 全体会議 ・令和元年度事業報告について ・聴覚障がい者における防災行政無線戸別受信機の取り扱いについて ・令和2年度事業計画について ・第1次障がい福祉総合計画の評価について ・第2次障がい福祉総合計画の策定に向けたアンケート調査（案）について ・本別町障害者地域生活支援事業条例施行規則に定める日常生活用具について
令和2年6月～7月	障がい福祉総合計画策定に向けたアンケート調査の実施
令和2年8月5日	第1回本別町健康長寿のまちづくり会議 事業評価部会
令和2年8月27日	第2回本別町健康長寿のまちづくり会議 事業評価部会
令和2年10月6日	第3回本別町健康長寿のまちづくり会議 事業評価部会
令和2年10月9日	第1回本別町健康長寿のまちづくり会議 ・苦情調整部会、事業評価部会報告について ・令和元年度事業執行状況について ・第2次障がい福祉総合計画策定に伴うアンケート集計結果（暫定版）について ・第8期銀河福祉タウン計画策定に伴うアンケート集計結果（暫定版）について ・第8期銀河福祉タウン計画策定に伴う今後のスケジュールについて ・福祉でまちづくり宣言記念事業について
令和2年12月25日	第2回本別町健康長寿のまちづくり会議 ・事業評価部会報告について ・第4期地域福祉計画（素案）について ・第8期銀河福祉タウン計画に係る施策体系について ・第2次障がい福祉総合計画に係る施策体系について ・次期国保病院新改革プラン（総論）について
令和3年1月20日	本別町健康長寿のまちづくり会議 各種福祉計画策定に向けた研修会 ・第7次本別町総合計画について ・本別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略について ・各種福祉計画策定に向けた保健・医療・福祉に係るディスカッション
令和3年1月28日	第2回本別町障害者自立支援協議会 全体会議 ・令和2年度事業報告について ・第2次障がい福祉総合計画（案）について
令和3年1月29日	第3回本別町健康長寿のまちづくり会議 ・第4期地域福祉計画（素案）について ・第8期銀河福祉タウン計画（素案）について ・第2次障がい福祉総合計画（素案）について ・次期国保病院新改革プラン（素案）について ・地域説明会について
令和3年2月1日 ～2月19日	第8期銀河福祉タウン計画及び第2次障がい福祉総合計画への意見募集（パブリックコメント）
令和3年2月15日 ～2月17日	地域説明会（勇足地区、仙美里地区、本別地区） ・第8期銀河福祉タウン計画について ・第2次障がい福祉総合計画について
令和3年2月25日	第3回本別町障害者自立支援協議会 全体会議 ・令和2年度事業報告について ・第2次障がい福祉総合計画（案）について
令和3年2月26日	第4回本別町健康長寿のまちづくり会議 ・第4期地域福祉計画（案）について ・第8期銀河福祉タウン計画（案）について ・第2次障がい福祉総合計画（案）について ・国民健康保険病院新改革プラン（第2期）（案）について

第2次障がい福祉総合計画

第7期障がい者保健福祉計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発 行 本別町

編 集 本別町総合ケアセンター

住 所 〒089-3325 北海道中川郡本別町西美里別 6-15

電 話 0156-22-8520

FAX 0156-22-6811

Email syogai@town.honbetsu.hokkaido.jp

URL <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>